

第二次 国分寺市環境基本計画 実施計画
(中期) (機構改革反映版)

平成 29 年 3 月 (平成 29 年 4 月修正)

国分寺市

目次

第1章 実施計画の基本的事項	1
1 実施計画の改定について	1
2 実施計画の目的と位置づけ	1
3 実施計画の計画期間	2
4 実施計画の運用	2
5 施策・事業の評価方法	3
6 第二次環境基本計画の施策体系	4
第2章 重点プロジェクト	6
1 重点プロジェクトについて	6
2 重点プロジェクトと個別施策・評価の関連性.....	6
3 重点プロジェクト管理表	8
第3章 具体的施策	12
実施計画 個別施策表の見方	12
【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち	13
【生活環境】 安全・安心に暮らせるまち	24
【都市環境】 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち.....	30
【地球環境】 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち.....	36
【環境教育・環境学習】 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち.....	41
脚注	47

注：本書は、第二次国分寺市環境基本計画実施計画（中期）（平成29年3月 日決裁）を基に、平成29年4月に行われた機構改革による担当課、業務分担の変更・異動を反映させて修正したものです。

第1章 実施計画の基本的事項

1 実施計画の改定について

国分寺市（以下「当市」といいます。）では、第二次国分寺市環境基本計画（平成26年3月策定。以下「環境基本計画」といいます。）に基づき、第二次国分寺市環境基本計画実施計画（以下「実施計画」といいます。）を策定し、環境の保全、回復及び創造に関する施策を推進してきました。

このたび、実施計画の計画期間（平成26年度から平成28年度）が終了することを受け、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化による影響等を踏まえ、実施計画を改定しました。

2 実施計画の目的と位置づけ

実施計画は、環境基本計画に基づき、当市の環境の保全、回復及び創造に関する施策について具体的な取組や、その目標値を定めることにより、環境基本計画に定める望ましい将来像「未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境」を実現することを目的とします。

実施計画においては、環境基本計画に定めた「主な施策」や「重点プロジェクト¹」について、それぞれの取組内容、目標値、スケジュール等を示します。（図1参照）

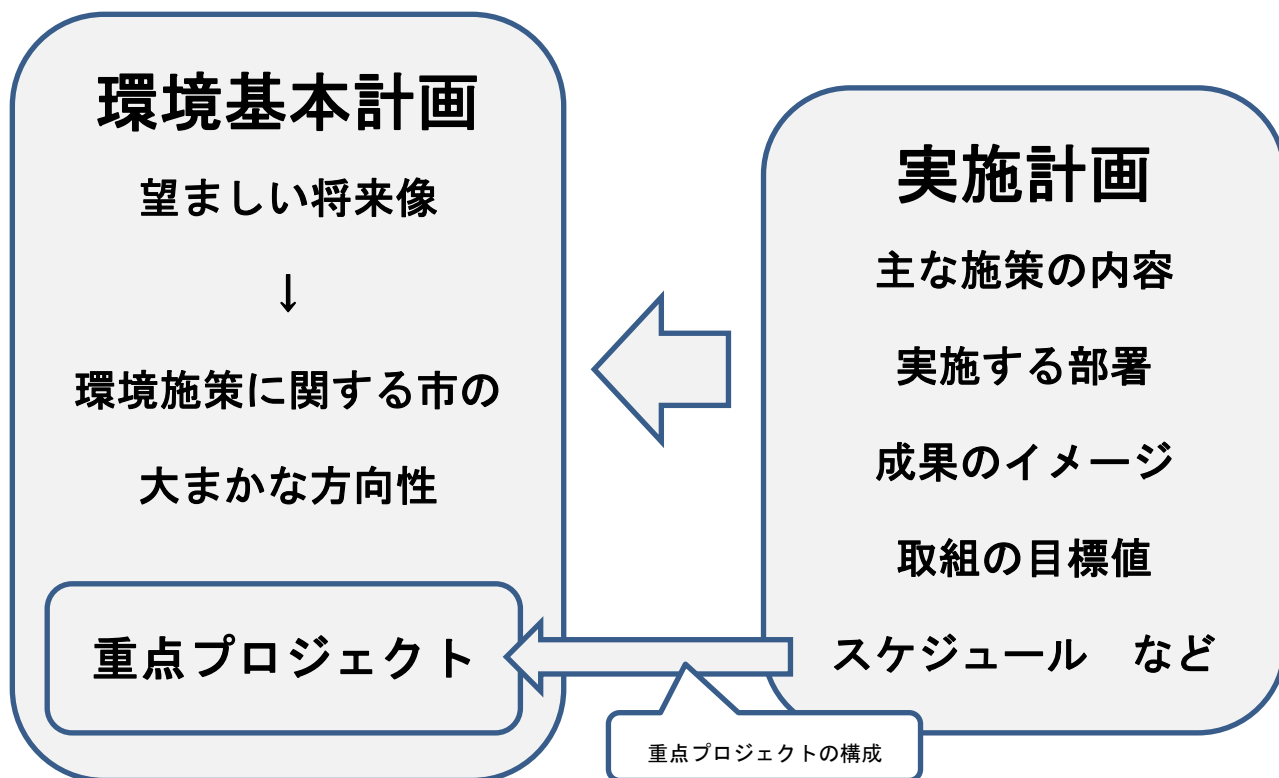


図1 実施計画の位置づけ

3 実施計画の計画期間

環境基本計画の計画期間である平成26年度から平成35年度の10年間の内、当初の3年間（平成26年度から平成28年度）を実施計画（前期）とし、運用を行いました。

残る7年の内、平成29年度から平成32年度までの4年間を実施計画（中期）の計画期間とします。

また、実施計画（後期）については、平成29年度から運用が開始される「国分寺市総合ビジョン」の動向を踏まえ、計画期間を決定することとします。（図2参照）

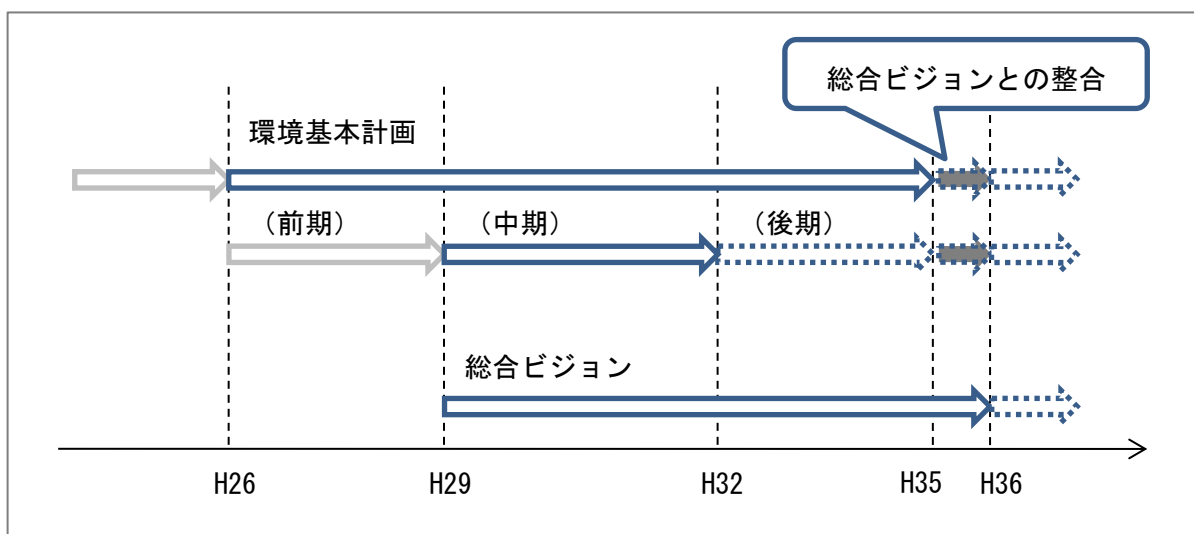


図2 環境基本計画等の計画期間

4 実施計画の運用

実施計画の運用は以下のとおり行います。

- ①Plan 環境審議会²・環境ひろば³等の意見を踏まえ実施計画を策定（改定）します。
- ②Do 担当課は実施計画や関連計画等に基づき所管する施策・事業を実施します。
- ③Check 担当課は毎年度事務事業評価等で施策・事業の評価を行います。
環境推進管理委員会⁴において、施策・事業の進ちよくの管理・評価を行います。
（評価結果については環境報告書⁵に取りまとめ公表します。）
- ④Action 担当課は評価の結果や緊急性，継続性，予算配分等の観点から施策・事業の方向性，目標値等を見直します。

上記②から④の作業を毎年度行います。（図3参照）

また、④によって見直しが必要であると判明した事項のうち、目標値の修正等軽易な見直しは次年度の施策に反映させることとしますが、構造的な問題等、直ちに反映をさせることが困難な事項については、次期の環境基本計画や実施計画の改定作業において検討を行い、適宜反映をすることとします。

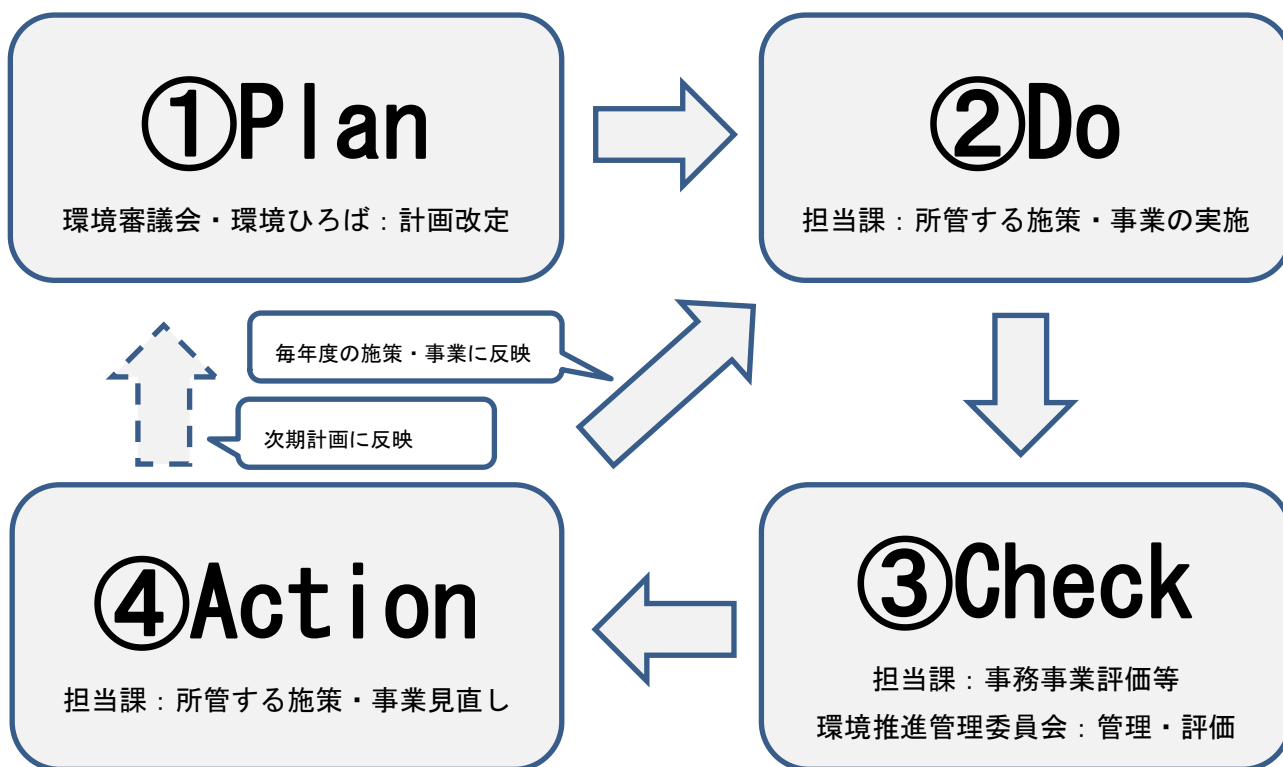


図3 実施計画の運用体系

5 施策・事業の評価方法

「4 実施計画の運用」において施策・事業を評価する際には、以下の点に留意します。(図4参照)

- (1) 個々の取組内容にのみ着目するのではなく、施策・事業全体としての進ちょく、成果、有効性を総合的に評価します。また、あらかじめ設定した目標を達成できなかった場合には、その理由や対策等についても検討します。
- (2) 施策・事業が環境基本計画以外の計画等に基づいて行われるものであるときは、当該他計画等に基づく評価や事務事業評価の結果を考慮し判断します。
- (3) 重点プロジェクトの評価は、それぞれ結びつく施策の評価を総合して行います。評価結果は環境報告書にとりまとめ報告します。

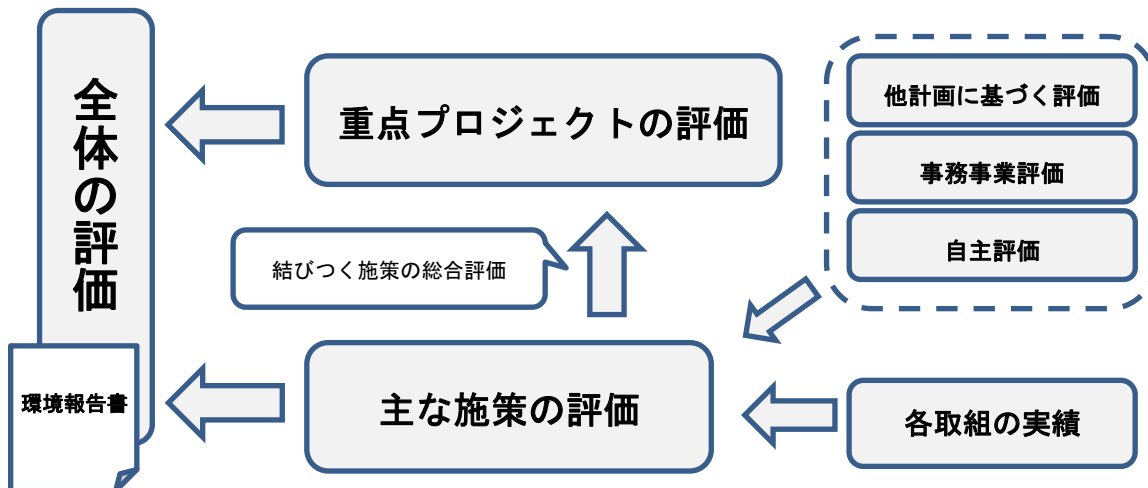


図4 施策・事業の評価方法

6 第二次環境基本計画の施策体系

環境基本計画の施策体系は以下のとおりです。

望ましい 将来像	環境分野・基本方針	施策の方向
未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境	【自然環境】 緑と水が調和した 潤いのあるまち	1-1 緑と水のネットワークの形成
		1-2 緑の保全
		1-3 まちなかの緑化
		1-4 水環境の保全・整備
		1-5 都市農地の保全・活用
		1-6 生き物の生息空間の保全
	【生活環境】 安全・安心に暮らせるまち	2-1 生活環境の確保
		2-2 生活環境のモニタリング
		2-3 化学物質対策の推進
		2-4 食の安全性の確保
	【都市環境】 環境に配慮した良好な 都市空間を形成するまち	3-1 環境に配慮したみちづくり
		3-2 環境に配慮したまちづくり
		3-3 地域性豊かな景観の形成
	【地球環境】 資源が循環し、エネルギーが有効に 利用される地球にやさしいまち	4-1 地球温暖化対策の推進
		4-2 省エネルギー・省資源の促進
		4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進
		4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進
	【環境教育・環境学習】 地域に学び、人のつながりや活動を 生み出すまち	5-1 環境教育・環境学習の推進
		5-2 人づくり、仕組みづくり

本実施計画においては、下表「主な施策」の具体的内容及び重点プロジェクトと「主な施策」の関連性について定めます。

実施計画において具体的に定める範囲

重点プロジェクト（9プロジェクト）



主な施策

拠点となる緑や水辺の保全・整備	
樹林地などの適切な維持管理 公園・緑地の整備	保存樹木等の指定 協働による維持管理
公共施設の緑化	民有地の緑化
湧水・地下水の保全・活用 野川整備事業の促進	用水路の保全・活用 雨水浸透の促進
都市農地の保全・活用 地産地消の推進	都市農業を支援する人材の育成
生き物の実態調査 生き物とのふれあいの機会の創出	外来生物対策 生物多様性に対する理解促進
低公害車の導入の推進・普及啓発 悪臭の発生防止	規制・基準などに関する事業者等への指導 生活騒音・振動対策の推進
大気や水質などの測定	空間放射線量などの測定
化学物質に関する情報の収集・提供	化学物質に関する事業者への指導
食の安全性の情報提供 給食食品などの放射性物質濃度の測定	食育の推進
道路整備の推進	自転車利用の推進
良質な住環境の創出 まちの美化運動の促進	地域住民の交流によるまちづくり
地域特性にあった景観づくり	歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
地球温暖化対策の計画的な推進	地球温暖化への適応
省エネルギー・省資源行動の促進	
再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	
ごみの発生抑制 ごみ減量や分別などの普及啓発	ごみの減量化・資源化の推進
多様な主体による環境教育・環境学習の推進 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	地域資源を活用した体験型学習の推進 環境活動の促進と支援
環境教育・環境学習の機会の促進	地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援

第2章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトについて

重点プロジェクトは、環境基本計画において以下のとおり定義されています。

望ましい将来像を実現するため、市民ワークショップによる提案、環境推進管理委員会の提言をもとに、9つの重点プロジェクトを設定しました。

重点プロジェクトは、環境基本計画を具体的に推進することを目的としており、第4章に示した主な施策、具体的な施策の中から、分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成しています。また、毎年度の進捗よく状況を点検・評価し、進め方の見直しを行います。(第二次国分寺市環境基本計画P.60より)

重点プロジェクトは以下の9つです。

- ①在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
- ②地産地消の推進による都市農業の支援
- ③野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用
- ④安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供
- ⑤自転車・公共交通機関の利用促進
- ⑥歴史的景観や文化財の保全・活用
- ⑦資源循環型のまちづくりの推進
- ⑧環境負荷の少ないライフスタイルの促進
- ⑨環境面における参加と協働による地域の活性化の推進

2 重点プロジェクトと個別施策・評価の関連性

実施計画（前期）において、重点プロジェクトは環境基本計画の「主な施策」を構成する「具体的な施策」（取組）と関連付けられていました。

また、評価の対象を主に「具体的な施策」（取組）としており、重点プロジェクトそのものの評価を確認できませんでした。

実施計画（中期）においては、施策の評価の単位を「主な施策」ごとに行うよう変更することから、重点プロジェクトも「主な施策」と関連付けることとしました。(図5参照)

また、「主な施策」の評価を総合して重点プロジェクトの評価を行うこととしたため、これまでより全体的な評価を行うことができます。

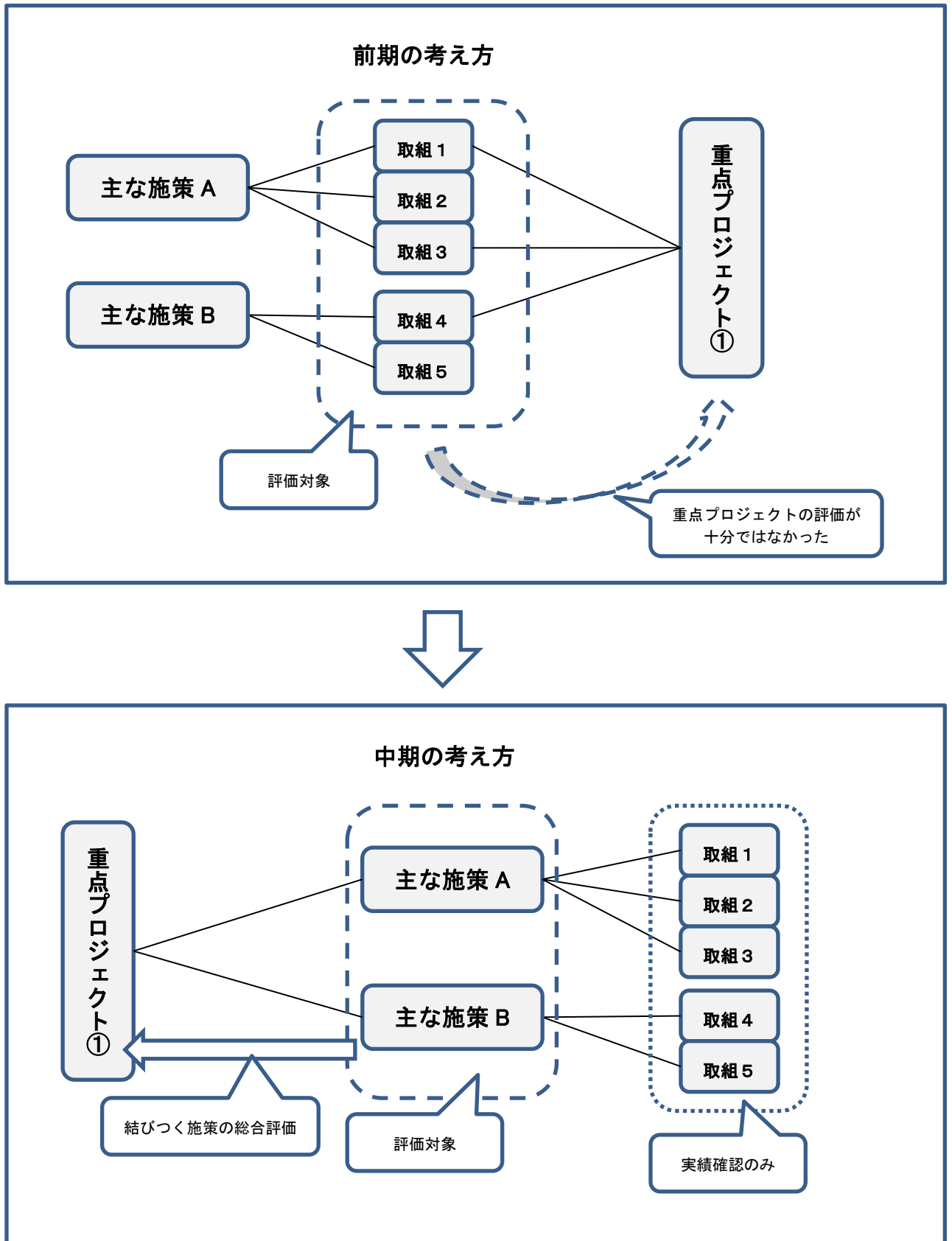


図 5 重点プロジェクトと個別施策・評価の関連

3 重点プロジェクト管理表

以下に9つの重点プロジェクトそれぞれに関連付けられる「主な施策」を示します。

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
①	在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	自然環境
背景・目的	<p>国分寺市の地形的特徴である「国分寺崖線」を中心とした崖線緑地、樹林地、都市農地や屋敷林、お鷹の道・真姿の池湧水群、野川及び姿見の池などの国分寺の緑と水は、多様な動植物の生息域であると同時に、市民と自然との関係をつなぎ直してくれるかけがえのない存在です。都市化の進展にともなって寸断化が進んでいる、これらの緑地や水辺を有機的に連続させて緑と水のネットワーク化を進め、そこに息づいている生き物たちとの共存共生を図っていきます。</p>	
関連する主な施策	1 拠点となる緑や水辺の保全・整備	
	5 協働による維持管理	
	12 都市農地の保全・活用	
	15 生き物の実態調査の実施	
	18 生物多様性に対する理解促進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
②	地産地消の推進による都市農業の支援	自然環境
背景・目的	<p>農地は、新鮮で安全な野菜の供給基地であるばかりではなく、生き物の生息空間、雨水の保水、地下水の涵養、景観の形成、災害時の避難場所など、様々な機能を有しており、地域の貴重な緑となっています。しかし、市域の西部（府中街道以西）に多くの農地が残されているものの、宅地化によって農地の分断・減少が進んでいます。昭和59年に256ヘクタールあった農地は約4割が失われ、平成24年には、159.5ヘクタールとなっています。</p> <p>このような減少傾向の農地を守るためには、市内産農産物の利用を促進し、営農が続けられる状況を保つことが必要です。そのためには、市内産農産物の流通を促進し、農業に対する理解と関心を高めることが欠かせません。このため、農地を担う都市農業を支援し、環境への負荷の少ない国分寺ならではの豊かな食生活の普及、農への参加を通じたふれあい・交流を広げます。</p>	
関連する主な施策	12 都市農地の保全・活用	
	14 地産地消の推進	
	45 地域資源を活用した体験型学習の推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
③	野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	自然環境 環境教育・環境学習
背景・目的	<p>現在市内には、名水百選の一つに指定されている「お鷹の道・真姿の池湧水群」などの湧水や、市内の湧水を水源とし多摩川に合流する全長 20km ほどの一級河川である野川、玉川上水からの分水である砂川用水などの水辺があります。</p> <p>水を取り巻く国分寺の近世の歴史を振り返ると、国分寺村分水（恋ヶ窪用水）をはじめ新田開発とともに整備された野中新田分水、中藤新田分水など用水路網は人々の暮らしに欠かせないものでした。これらの用水路も、昭和 30 年代までは清流の面影をとどめていましたが、昭和 40 年代になると、砂川用水など一部を除き通水を停止、荒廃が進みました。用水路は歴史遺産であり、適切に保存し、活用していくことが大切です。</p> <p>また、野川は市内唯一の河川ですが、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が生息しにくい環境であり、親水性に乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。野川や用水路は、親水化に向けた整備を進める必要があります。</p> <p>国分寺の自然を特徴づけ、多様な生き物を育み、自然とのふれあいを提供し、歴史・文化を伝えてくれる、いわば地域の資源ともいえる水辺を守り、活用します。</p>	
関連する 主な施策	8 湧水・地下水の保全・活用	
	9 用水路の保全・活用	
	10 野川整備事業の促進	
	45 地域資源を活用した体験型学習の推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
④	安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	生活環境
背景・目的	<p>東日本大震災以降、安全・安心な暮らしに対する関心が高まり、情報の重要性が改めて認識されています。市民の安全・安心な暮らしの確保に向けて、大気、水質などの測定、各種調査を実施しています。引き続き、大気などのモニタリングや化学物質対策を進めていく必要があります。</p> <p>農業の過度の使用や遺伝子組換え食品、食品添加物、放射性物質など、安全で健康的な食生活への不安が高まっていることから、正確な情報公開・提供を行うなど、食の安全性を確保していく必要があります。</p> <p>このため、身の回りの多種多様な化学物質、食の安全性、放射性物質などについての適切な情報の収集とわかりやすく提供する仕組みを確立します。</p>	
関連する 主な施策	23 大気や水質などの測定	
	24 空間放射線量などの測定	
	25 化学物質に関する情報の収集・提供	
	29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	

第2章 重点プロジェクト

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑤	自転車・公共交通機関の利用促進	都市環境 地球環境
背景・目的	<p>自転車は、環境負荷の少ない乗り物として、日常的に広い年齢層で利用されています。誰もが安心して、安全に自転車に乗ることができる環境をつくるには、歩行者と自転車が安全に共存できるようにするためのまちづくりや、通行ルールの徹底、放置自転車を減少させるための方策が求められています。また、自家用車の利用を控え、二酸化炭素の排出の少ない電車やバスなどの公共交通機関を利用することで、交通の流れの円滑化や1人あたりの二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制などの効果が期待できます。このため、自転車や公共交通機関の利用促進に向けた普及啓発をするとともに、自転車が安全・快適に走行できる道路空間を確保します。</p>	
関連する主な施策	<p>31 自転車利用の推進</p> <p>37 地球温暖化対策の計画的な推進</p>	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑥	歴史的景観や文化財の保全・活用	都市環境 環境教育・環境学習
背景・目的	<p>市は、国分寺崖線や樹林地、農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡、用水路などの地域資源、それにまつわる歴史的景観や文化財を有しており、これらを後世に残していくことが大切です。地域の自然やそれに関わる地域の暮らしや文化を学ぶことは、郷土愛を育むとともに、自然と共存して暮らす知恵と工夫を生み出すきっかけとなることから、市の歴史・文化をテーマとした環境教育・環境学習を推進します。</p>	
関連する主な施策	<p>4 公園・緑地の整備</p> <p>36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用</p>	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑦	資源循環型のまちづくりの推進	地球環境
背景・目的	<p>地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制、最終処分場の延命化のためには家庭ごみ（もやせるごみ、もやせないごみ）の減量が必要です。ごみ・資源物量全体及び1人1日あたりのごみ排出量は、減少していますが、未だにもやせるごみに資源物が混入されていることから、ごみの分別について、指導、啓発をさらに続けていく必要があります。また、ごみの有料化や個別収集システムの導入を契機にして、着実なごみ減量に向けた数値目標を設定し、実現を図る必要があります。さらに、市民生活、事業活動などの各段階において、ごみの発生そのものが少ない社会を目指し、ごみが資源・エネルギーとして再利用できる資源循環型のまちづくりへの転換を市民・事業者等・市が一体となって推進していきます。また、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制のための対策として、資源循環型のまちづくりを推進します。</p>	
関連する主な施策	<p>42 ごみの減量化・資源化の推進</p> <p>43 ごみ減量や分別などの普及啓発</p> <p>44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進</p>	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
㊸	環境負荷の少ないライフスタイルの促進	地球環境 環境教育・環境学習
背景・目的	<p>地域全体でエネルギーや二酸化炭素（CO₂）を抑制するためには、節電・省エネルギーの推進に比べ、住宅・建築物や都市、交通などをエネルギーやCO₂排出の少ないものへと変えていくまちづくりが求められています。</p> <p>東日本大震災を契機に、節電や省エネルギーに対する市民の意識が高まっていることから、こうした機運をとらえ、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制と、エネルギー利用効率のよい環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。日常的に温室効果ガスの発生やエネルギーの無駄な消費を抑えるとともに、家庭や事業所でも取り組める方策として、太陽光発電、太陽熱利用システム、コージェネレーション、蓄電装置などの積極的活用や、省エネルギー型の製品への転換などを進めることも重要になっています。</p>	
関連する主な施策	39 省エネルギー・省資源行動の促進	
	40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	
	44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	
	46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
㊹	環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	環境教育・環境学習
背景・目的	<p>環境負荷の少ない持続可能な社会を次世代の子どもたちへ継承していくためには、一人ひとり、各事業所が環境に配慮した行動を実践し、広く展開していくことが重要です。</p> <p>また、公民館や自治会、町内会などで地域のお祭りや懇談会、クリーン運動、地域の学校づくりなどの中に環境教育・環境学習を取り入れることで、自然なかたちで省エネルギーや省資源、ごみ減量などの意識が高まり、地域社会のつながりやふれあいを深めながら環境面の活動の推進を図ることができます。</p> <p>このように、地域での環境面における参加と協働の機会を通じ、地域への関心・理解を深め、課題解決の実践・体験を基本とする環境教育・環境学習を展開していきます。</p>	
関連する主な施策	48 環境教育・環境学習の機会の促進	
	49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	

第3章 具体的施策

実施計画 個別施策表の見方

施策の方向

重点プロジェクトとの関係明示

1-1 緑と水のネットワークの形成

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
1	拠点となる緑や水辺の保全・整備	①在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
目的	国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。 また、国3・2・8号線や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。	

主な施策の内容

平成29年4月の機構改革により担当課が変わった取組は下図のとおり表記します。

施策における主な取組の詳細

計画期間中の成果イメージ

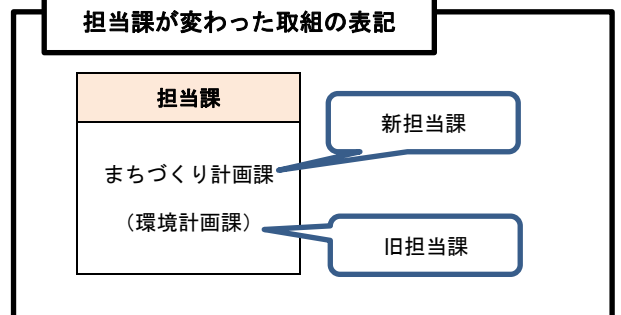
取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され、維持管理が適切に行われています。				ふるさと文化財課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	保全及び維持管理の実施	→ 継続				

年度ごとの取組内容・目標

同様の取組を継続する事業は→で表示

年度ごとの目標値に累計値を用いる場合など、必要に応じて基準となる平成28年度実績等を記載

担当課が変わった取組の表記



※施策等の管理のため、

- ・重点プロジェクトは○付きの数字（①から⑨）
- ・主な施策は数字（通番1から通番49）
- ・取組は（ ）付きの数字（(1)から(112)）

（「再」が付されている取組は、既に別の主な施策との関連で掲載済である取組）

を付して区分することとします。

【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち

1-1 緑と水のネットワークの形成

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
1	拠点となる緑や水辺の保全・整備	①在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進				
目的	国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。 また、国3・2・8線や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。					
取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され、維持管理が適切に行われています。				ふるさと文化財課
	年度別指標 保全及び維持管理の実施	H29	H30	H31	H32	
(2) 国分寺崖線の保全	国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例による整備基準に基づき、敷地内の緑地などを開発区域外の緑地などと連続する配置となるように指導します。	国分寺崖線区域内の開発事業に対する緑化指導を行うことで、国分寺崖線における新たな緑化の推進や既存緑地の保全が図られます。				まちづくり推進課 緑と建築課
	年度別指標 国分寺崖線区域内の開発事業に対する緑化指導の実施	H29	H30	H31	H32	
(3) 湧水及び地下水の保全・活用	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき、保全に努めます。また、湧水に関するイベントを実施し、湧水地を活用します。	湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導の実施、定点観測の実施をすることにより湧水及び地下水の保全が図られます。また、湧水めぐりによって、市民の湧水や地下水への関心が高まります。				緑と建築課
	年度別指標 湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施 地下水位観測（35箇所） 湧水量観測（12箇所） 湧水めぐり（真姿の池湧水群など）を実施年1回	H29	H30	H31	H32	
(4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	エックス山等市民協議会と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。	西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全が図られます。				緑と建築課
	年度別指標 市民協議会会議（意見交換）4回 協議定例会作業（下草刈りや囲い作修理等）32回	H29	H30	H31	H32	

取組	内容		4年後のイメージ				担当課
(5) 市民団体との協働による緑地や用水路の維持管理	姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の適正な維持管理を市民団体と協働で行います。		市民団体との協働による維持管理によって、姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の生物の生息空間の保全が図られます。				緑と建築課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32		
定例作業(草刈りや植栽管理)の実施及び意見交換適宜実施		→ 継続 →					
(6) 緑のネットワークの創造	都市計画道路3・2・8号線の環境施設帯や3・4・6号線の街路樹などの緑をつなげて、緑のネットワークを創造します。		東京都施行による国3・2・8号線の環境施設帯の整備に連動して国3・2・8号線沿道地区の地区計画を適切に運用することで街路樹の緑と調和したまちなみの形成が図られます。				まちづくり計画課 (都市企画課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32		
街路樹の緑と調和したまちなみを形成するための事項等を盛り込んだ国3・2・8号線沿道地区の地区計画の適切な運用		→ 継続 →					

1-2 緑の保全

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係					
2	樹林地などの適切な維持管理	-					
目的	市内の公有化した樹林地や、街路樹などの緑は、防犯面や景観面等から、適切に維持管理を行います。保存指定樹林地については、所有者に適切な維持管理の協力を依頼します。						
取組	内容		4年後のイメージ				担当課
(7) 緑地の保全	樹林地や崖線緑地の適切な維持管理を行います。		安全・安心で隣地状況等に配慮した適正な管理が図られた緑地保全ができます。				緑と建築課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32		
樹林地6箇所(はけ通り樹林地・平兵衛樹林地他)及び崖線緑地6箇所(国分寺崖線緑地の西町地域、東元町地域の一部他)のせん定、伐採、除草など		→ 継続 →					

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係			
3	保存樹木等の指定	-			
目的	既存の保存樹木・保存指定樹林地については、引き続き「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき継続指定します。 また、市内に残る貴重な樹木については、所有者の同意を得ながら、保存樹木の追加指定を行います。				
取組	内容	4年後のイメージ			担当課
(8) 保存樹木・保存樹林地の指定	貴重な樹木などについては、「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て保存樹木などの指定を行い、保全します。	緑保全を推進し、市民の緑化意識の向上が図られます。			緑と建築課
	保存樹林地 19件、保存樹木 325件（予定） 年度別指標	H29 保存樹木などの指定継続 広報活動としてHPでの呼びかけ 年1回以上	H30	H31	H32

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係			
4	公園・緑地の整備	⑥歴史的景観や文化財の保全・活用			
目的	国指定史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備や、都市計画公園・都市計画緑地の整備を進めます。 また、一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、子どもの遊び場、地域住民の憩いの場として身近な公園の設置を促進します。				

取組	内容	4年後のイメージ			担当課
(9) 歴史公園の整備	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。	僧寺中枢地区が市立歴史公園として供用開始され、史跡の整備・活用が適切に行われています。			ふるさと文化財課
	年度別指標	H29 金堂基壇復元工事（1年次目）	H30 金堂基壇復元工事（2年次目）	H31 僧寺中枢地区を歴史公園として供用開始	H32 中枢部周辺地区整備工事
(10) 開発事業に伴う提供公園整備の促進	一定規模（3,000㎡）以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき身近な公園（開発区域 ⁶ の6%以上の面積、国分寺崖線区域の場合は8%以上の面積を確保）の設置の整備を促進します。	市立公園の設置を行うことで子どもの遊び場や市民の憩いの場、緑地の拡充が図られます。			緑と建築課
	年度別指標	H29 公園設置にあたっては、安心安全で快適な公園空間となるよう事業者との協議を実施			
(11) 都市計画公園・緑地の新規指定	新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備を進めます。	計画的な緑地等の保全が図られます。			緑と建築課
	年度別指標	H29 恋ヶ窪緑地の都市計画決定（平成30・31年度で整備予定） 恋ヶ窪用水路周辺緑地の整備完了	H30 整備計画の策定着手	H31 整備計画の策定完了	H32 新規指定の検討

第3章 具体的施策 【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係			
5	協働による維持管理	①在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進			
目的	エックス山等市民協議会による維持管理作業、地域住民や市民活動団体による公園清掃などの「公園サポート事業」など、市民主体の緑のまちづくり活動を促進し、協働による維持管理を進めます。				
取組	内容	4年後のイメージ			担当課
(再4)エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	エックス山等市民協議会と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。	西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全が図られます。			緑と建築課
	年度別指標	H29 市民協議会会議(意見交換)4回 協議定例会作業(下草刈りや囲い作修理等)32回	H30	H31	H32
		→ 継続			
(12)近隣住民による公園の維持管理 累計26団体、33公園(予定)	地域住民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」への登録を促し、サポート団体による公園清掃などの維持管理を行います。	市民等の自治会、ボランティア活動団体が、市内の市立公園・緑地の美化活動等を行うことにより、良好な環境の保全及び創出が図られます。			緑と建築課
	年度別指標	H29 登録3団体、3公園(累計28団体、35公園)	H30 登録3団体、3公園(累計31団体、38公園)	H31 登録3団体、3公園(累計34団体、41公園)	H32 登録3団体、3公園(累計37団体、44公園)

1-3 まちなかの緑化

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係			
6	公共施設の緑化	-			
目的	市庁舎や公民館などの公共施設はまちなかの拠点施設であり、こうした施設においては、草花や樹木などの植栽、屋上緑化や壁面緑化を進めるとともに、小中学校においては校庭芝生化やビオトープ整備など、公共施設の緑化の検討を進めます。				
取組	内容	4年後のイメージ			担当課
(13)協働による緑化	市民と協働し公民館敷地内の緑化を行います。	協働による緑化(グリーンカーテンなど季節の植栽)が行われ、公民館敷地内の植栽が増えています。			公民館課
	年度別指標	H29 協働による緑化の実施4館以上	H30	H31	H32
		→ 継続			
(14)学校の緑化	東京都の苗木生産供給事業を活用して、小中学校の緑化を進めます。	東京都の苗木生産供給事業を活用して、継続的に小中学校の緑化することで、子どもたちが緑に触れる機会が広がります。			教育総務課
	年度別指標	H29 サツキやツツジなどの苗木による緑化の実施5校以上	H30	H31	H32
		→ 継続			
(15)学校の緑化支援	緑の募金の交付金で小中学校に球根や苗などを配布し、学校の緑化を進めます。	多くの市民が集まる学校の緑化推進が図られます。			緑と建築課
	年度別指標	H29 パンジー、チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施5校以上に配布	H30	H31	H32
		→ 継続			

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
7	民有地の緑化	—
目的	<p>緑豊かなまちを形成するためには、樹林地や都市農地などのほかに、新たな緑の創出が必要となります。既存の住宅地では、防災面や景観面などから生垣造成を促進するため、「生垣造成補助金交付制度」に基づき、その費用の一部を助成し、沿道緑化を図ります。</p> <p>また、開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、開発区域内の緑化を指導し、良質な緑の創出を促進します。</p> <p>その他、「市の花（さつき）」や国分寺ブランドの植木など緑に関する情報は、ホームページなどで普及啓発を行います。</p>	

取組	内容	4年後のイメージ	担当課		
(16) 開発事業に伴う緑化の指導	開発事業においては、まちづくり条例による整備基準に基づき、緑化について指導します。また、大規模開発事業においては、良好な住環境が維持されるように、緑化協定や建築協定を誘導します。	まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導を行うことで、良質な緑の創出の促進が図られます。	まちづくり推進課 緑と建築課		
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導				
(17) 市の花「さつき」の普及	HPなどにより市の花「さつき」の普及を図ります。	普及啓発活動によって、市の花を利用して緑化推進が図られます。	緑と建築課		
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	HP、庁内外の出版物表紙に使用、開発区域内の緑化指導による普及				

1-4 水環境の保全・整備

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
8	湧水・地下水の保全・活用	③野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用
目的	<p>湧水量の安定確保に向け湧水の涵養域にある樹林地を保全するとともに、お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地、姿見の池を親水空間として活用し、地域資源としてPRします。</p> <p>また、湧水や地下水の水量、水質に関するモニタリングを実施します。</p>	

取組	内容	4年後のイメージ	担当課		
(再1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され、維持管理が適切に行われています。	ふるさと文化財課		
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	保全及び維持管理の実施				

第3章 具体的施策 【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち



取組	内容		4年後のイメージ		担当課
(再3) 湧水及び地下水の保全・活用	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき、保全に努めます。また、湧水に関するイベントを実施し、湧水地を活用します。		湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導の実施、定点観測の実施をすることにより湧水及び地下水の保全が図られます。また、湧水めぐりに寄って、市民の湧水や地下水への関心が高まります。		緑と建築課
	年度別指標	H29 湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施 地下水位観測（35箇所） 湧水量観測（12箇所） 湧水めぐり（真姿の池湧水群など）を実施年1回	H30	H31	H32

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
9	用水路の保全・活用	③野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用
目的	砂川用水や恋ヶ窪用水などの用水路については、適切な維持管理を行うとともに、親水性に配慮した整備を検討します。	


取組	内容		4年後のイメージ		担当課
(18) 用水路の親水化整備などの検討	砂川用水路や恋ヶ窪用水路等について、用水路の親水性の向上に配慮した整備等を検討します。		水路の整備計画が策定されており、適切な維持管理も図られています。		緑と建築課
	年度別指標	H29 水路現況調査（延長約1,700m 5箇年の調査が完了）	H30 （仮称）公園・緑地の整備計画の策定に着手	H31 （仮称）公園・緑地の整備計画の策定を完了	H32 計画に基づく整備等

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
10	野川整備事業の促進	③野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用
目的	治水対策、親水空間の創出や生態系に配慮した環境の整備、さらに防災の側面の環境形成を図るなど東京都と連携し協議を進め、野川整備事業を促進します。 また、東京都や野川流域の自治体などと連携を図りながら、野川マップの作成などを通じて、野川が市民にとって親しみのある川となるよう普及啓発を行います。	

取組	内容		4年後のイメージ		担当課
(19) 野川整備事業促進の要望・協議	東京都に対し、治水・環境面などを考慮した河川整備について要望し、協議を行います。		東京都の野川整備事業促進が図れます。		緑と建築課
	年度別指標	H29 東京都との協議及び整備要望 地元への情報提供	H30	H31	H32
(20) 野川流域の自治体との連携	野川流域環境保全協議会に参加し、野川やその周辺環境に関する情報収集や意見交換などを行います。		野川への関心が高まり、野川及びその周辺の環境改善が図られます。		緑と建築課
	年度別指標	H29 野川流域自治体との意見交換・情報収集、野川マップの配布	H30	H31	H32

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係			
11	雨水浸透の促進	-			
目的	地下水の涵養を図るため、道路の新設や改修においては、歩道の透水性舗装などを推進します。 また、公共施設では雨水浸透施設の設置を進めるとともに、開発事業の設置義務を除き、民有地では雨水浸透施設の設置協力を依頼します。				
取組	内容	4年後のイメージ			担当課
(21) 透水性舗装の推進	歩道改修・設置工事の際に、歩道の透水性舗装を推進します。	歩行性の改善、地下水涵養、下水道施設への負荷低減が図られます。			建設事業課 (道路と下水道課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	・道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施 ・都市計画道路国3・4・12、国3・4・1	継続			
(22) 雨水浸透施設の設置	雨水排出量の抑制、多摩川などへの汚濁負荷低減のため、一般住宅への雨水浸透施設の設置を依頼します。	雨水排出量の抑制、多摩川等の汚濁負荷の低減、地下水の涵養が図られます。			下水道課 (道路と下水道課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	2,000基(単年)	継続			

1-5 都市農地の保全・活用

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係			
12	都市農地の保全・活用	①在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進 ②地産地消の推進による都市農業の支援			
目的	都市農地の保全として、生産緑地地区への追加指定を行います。 また、都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら、農業体験農園の整備や農ウオーク、収穫体験などの農業体験の機会を提供します。				
取組	内容	4年後のイメージ			担当課
(23) 生産緑地の追加指定	農業と調和した都市環境の形成を図るため、生産緑地の追加指定を行います。	生産緑地地区の追加指定を実施し、減少を抑制することによって、都市農地の保全と都市農業の活性化が図られます。			まちづくり計画課 (都市企画課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	・制度の周知 ・追加指定の実施 ・生産緑地面積 累計 128.00ha	・制度の周知 ・追加指定の実施 ・生産緑地面積 累計 127.43ha	・制度の周知 ・追加指定の実施 ・生産緑地面積 累計 126.86ha	・制度の周知 ・追加指定の実施 ・生産緑地面積 累計 126.29ha	
(24) 農業体験農園の支援	市民等が農業体験できる場として、農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います	農業経営の一環であることから、農家は相続税納税猶予制度が適用され、安定的に農園が継続できています。 利用者は栽培技術と収穫物を得るとともに、農家との交流により都市農業への理解が深まります。			経済課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	・農園の整備・運営等への補助や相談支援 ・広報PRを年1回(市報等で入園者募集の案内)	継続			

第3章 具体的施策 【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち

取組	内容	4年後のイメージ			担当課
(25) 市民農業大学	農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。	修了生は野菜づくりや植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを知ります。 修了生は食育や都市農業・農地への理解が深まります。			経済課
	年度別指標	H29 ・年間を通して特定曜日に実習を実施 ・修了生 20人以上	H30	H31	H32
		→ 継続 →			
(26) 農ウォーク	農業委員会他共催で「農ウォーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。	参加者は都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まります。			経済課
	年度別指標	H29 ・市民と農業者が交流しながら、市民が農にふれる場を創出 ・年1回開催	H30	H31	H32
		→ 継続 →			
(27) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	市内農園（保育園の近隣地など）での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。	自然の恵みとしての食材やそれを育てた人々を知り、収穫体験を通じて農とふれあうことにより、食育の推進が図られます。			子ども子育て事業課
	年度別指標	H29 野菜作り及び収穫体験の実施農園での収穫体験（各保育園） 年1回開催	H30	H31	H32
		→ 継続 →			

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
13	都市農業を支援する人材の育成	—
目的	市民農業大学、援農ボランティア制度の推進により、都市農業を支援する人材を育成し、農業従事者へ派遣することによって農業経営の支援を進めます。	

取組	内容	4年後のイメージ			担当課
(28) 援農ボランティア推進事業	援農ボランティアを養成し、市内の農家に紹介します。	担い手不足の農家を支援することで、農業が継続できています。			経済課
	年度別指標	H29 ・市民農業大学受講生の中から援農ボランティアを養成 ・新たな援農ボランティア活動者5名以上	H30	H31	H32
		→ 継続 →			

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
14	地産地消の推進	②地産地消の推進による都市農業の支援				
目的	<p>地域で生産されたものを地域で消費することにより、新鮮な食材の消費、輸送面での環境負荷の軽減などにつながることから、給食食材への市内産農産物の活用、朝市や農業祭などのイベントの開催、直売所の設置の支援などにより、地産地消を進めます。</p> <p>また、国分寺ブランドの育成・PRにより都市農業の振興を図ります。</p>					
取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(29) 給食への市内産農産物の活用	市内農家から野菜を購入し、児童に給食として提供します。		学校給食食材への市内農産物を積極的に活用することで地産地消を図ることができま		学務課	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	市内産農産物の割合 30% (単年)	→ 継続 →				
(30) 市内産食材を活かした食の普及	イベントなどで市内産の野菜等の情報や、レシピを紹介し		市民等の食育や都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まります。		経済課	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	国分寺まつり等のイベントで市内産の野菜等の情報や、それらを活かしたレシピ等の紹介	→ 継続 →				
(31) 販売網の強化の支援	生産者と流通側の連携により多様な出荷・販売体制づくりを支援します。		市内農業者の農業経営を支援するとともに、市民等は食育や都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まります。		経済課	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	J A や流通業者等の関係組織・団体と連携し、それらが主体的に行う多様な出荷・販売体制づくりの支援	→ 継続 →				
(32) 国分寺ブランドの普及	市内観光や産業活性化のため、農産物や加工品などのブランド品を認定し、農業、商業の振興を図ります。		国分寺ブランド認定品の増加により、市内商業者等の活性化が図られるとともに、市の魅力的な製品のブランド力が高まり、そのPRを通じて都市農業の振興が図られます。		市政戦略室	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	国分寺ブランド品の認定・普及 ブランド協議会で定期的に審査会を開催 年1回開催	→ 継続 →				
(33) 飲食店等における地場野菜の活用促進	国分寺市内で生産された野菜を「こくベジ」と名付け、地場野菜のPRと、こくベジを使った食事メニュー「こくベジメニュー」のPRを行います。それにより、地場野菜の地産地消を進めるとともに、来訪者の消費を促し、交流人口の増加を図り、街の活性化につなげます。		こくベジメニュー取扱店が増加し、市への来訪者の、国分寺市の農業や地場野菜に対する認知度が向上しています。市民の地場野菜への関心が高まり、地産地消の促進が図られています。		市政戦略室	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	こくベジメニュー取扱店の増加 地場野菜地産地消イベントの開催 ※地方創生交付金により実施	→ 継続 →	市民団体等との協働により ・こくベジメニュー取扱店の増加 ・地場野菜地産地消イベントの開催	→ 継続 →		

1-6 生き物の生息空間の保全

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
15	生き物の実態調査の実施	①在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
目的	多様な生き物の生息空間の保全に向けて、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得ながら、市内の動植物調査を実施し、指標生物となる動植物の生息状況に関するデータを収集し、活用していきます。	

取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(34) 動植物調査	平成32年度に予定している2回目の動植物調査に向けて情報を収集します。	平成27年度以降の経年変化について情報を収集しつつ、改めて動植物調査を行うことで、市内の動植物の生息・生育状況を把握し、その後の対策に繋げることができます。				まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標	H29 市民・市民団体等から市内の動植物に関する生息状況の情報を収集	H30	H31	H32 平成27年度の調査結果とこれまでに収集した情報を活用し、市内の動植物調査を実施	

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
16	外来生物対策	-
目的	外来生物の繁殖が既存の生態系に影響を与えることから、外来生物の放棄禁止の看板設置などの普及啓発を行い、地域内の在来生物を保全します。	

取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(35) 地域内の在来生物の保全及び外来生物対策	地域内の在来生物の保全のため、地域外生物の放棄禁止の看板設置などを行います。また、既存の生態系に対して脅威となりうる外来生物のうち、早急に対応すべき種についての取扱方針を定め対応します。	水辺や樹林地等において、看板設置するなどして、市民等に在来生物の生息域保全に関する周知をすることにより、地域内の在来生物保全が図れます。影響の大きい外来生物の防除を行うことで、既存の生態系が保全でき、在来種の保護を行うことができます。また、防除の結果が平成32年度予定の動植物調査にどのような影響を及ぼすかを測ることができます。				まちづくり計画課 (環境計画課) 緑と建築課
	年度別指標	H29 看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発 外来生物の防除方針 ⁹ の検討 (可能であれば防除等の試み)	H30	H31	H32	

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係			
17	生き物とのふれあいの機会の創出	-			
目的	夏休み子ども自然教室をはじめ、自然観察会や体験活動などのイベントを開催し、生き物とふれあう機会を創出します。				
取組	内容	4年後のイメージ			担当課
(36) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。	市内に存在する良好な自然環境を紹介し、生き物とふれあうことで、自然への愛着と普及が図られます。イベント等を通じて市民の生物多様性に関する関心が高まります。関係団体と調整を行うことで、生物多様性の保全に向けた方向性が作られます。			まちづくり計画課 (環境計画課) 緑と建築課
	年度別指標	H29	H30	H31	
	バードウォッチング2回 湧水めぐり1回 夏休み子ども自然教室1回 体験学習1回の開催等市民参加型イベントの実施 関係団体との調整	→ 継続			

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係			
18	生物多様性に対する理解促進	①在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進			
目的	生き物の種や個体差などの生物多様性の重要性や、日常生活とのつながりについて、身近な自然や生き物とのふれあいや、環境に配慮した物品の購入 ⁹⁾ に関する情報の提供などを通じて、普及啓発と理解促進を図ります。				
取組	内容	4年後のイメージ			担当課
(再36) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。	市内に存在する良好な自然環境を紹介し、生き物とふれあうことで、自然への愛着と普及が図られます。イベント等を通じて市民の生物多様性に関する関心が高まります。関係団体と調整を行うことで、生物多様性の保全に向けた方向性が作られます。			まちづくり計画課 (環境計画課) 緑と建築課
	年度別指標	H29	H30	H31	
	バードウォッチング2回 湧水めぐり1回 夏休み子ども自然教室1回 体験学習1回の開催等市民参加型イベントの実施 関係団体との調整	→ 継続			

【生活環境】安全・安心に暮らせるまち

2-1 生活環境の確保

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
19	低公害車の導入の推進・普及啓発	-				
目的	庁用車の低公害車の導入を推進するとともに、市民や事業者等への低公害車に関する情報提供などの普及啓発を行います。					
取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(37) 庁用車の低公害車への転換	庁用車を買替える際に低公害車 ¹⁰ を導入します。	低公害車導入によって、地球温暖化防止や燃料費の削減を図ることができます。				契約管財課
	年度別指標 新車購入時に低公害車を導入	H29	H30	H31	H32	→ 継続
(38) 環境保全に関するPR	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。	イベント等でPRを行うことで市民の意識を向上します。最新の情報を提供することで効果的な啓発を行います。				まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標 イベント等でPR HP等で新しい情報を提供	H29	H30	H31	H32	→ 継続

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
20	規制・基準などに関する事業者等への指導	-				
目的	騒音規制法や振動規制法、水質汚濁防止法、東京都環境確保条例などの関係法令に基づき、工場・指定作業場及び特定建設作業などの事業者等に対して指導を行います。 また、市報などを通じて、下水道の適正利用に関する普及啓発を進めます。					
取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(39) 事業場への指導	事業者に「特定施設」の届出書の提出を徹底させ、建設工事に伴い発生する騒音及び振動の低減などに配慮するよう適切な指導を行います。	騒音規制法及び振動規制法に係る届出に基づく指導によって騒音及び振動の発生が抑制または低減されます。				環境対策課 (環境計画課)
	年度別指標 事業者への指導	H29	H30	H31	H32	→ 継続
(40) 建設工事への指導	事業者に「特定建設作業実施届出書」の提出を徹底させ、近隣住民への事前説明、低騒音・低振動型の機械の使用、防音シートの設置など行うよう適切な指導を行います。	特定建設作業実施届出書の提出に基づく指導によって、近隣住民への工事の事前説明が行われ、また低騒音・低振動型の機械の使用、防音シートの設置などにより、近隣住民の生活環境の確保が図られます。				環境対策課 (環境計画課)
	年度別指標 事業者への指導	H29	H30	H31	H32	→ 継続
(41) 単体ディスプレイの使用禁止	下水道管のつまりや破損の原因となるため、単体ディスプレイ ¹¹ の使用禁止をPRします。	環境への負荷の低減をはじめ、汚水処理費の低減と下水道施設の維持管理費用の低減、下水道施設の延命が図られます。				下水道課 (道路と下水道課)
	年度別指標 啓発活動 市報掲載1回・HP掲載(単年)	H29	H30	H31	H32	→ 継続

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
21	悪臭の発生防止	—
目的	工場、飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して、換気設備等の設置及び維持管理などの指導を行います。また、東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用に関する指導を行います。	

取組	内容	4年後のイメージ	担当課		
(42)事業者等への悪臭の発生抑制の指導	臭気を発生させている事業者に対して、脱臭装置などの設置を指導します。	事業者へ脱臭装置などの設置など指導することによって近隣住民への悪臭の発生が抑制されます。	環境対策課 (環境計画課)		
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	事業者への指導の継続	→ 継続			
(43)野焼きの指導	東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用について適切に指導します。	野焼き行為の禁止(祭事など除き)を周知するとともに、野焼きの発生源者を指導することによって、市民からの相談や通報、苦情が減少します。	環境対策課 (環境計画課)		
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	発生源者への指導 野焼き禁止の広報市報掲載	→ 継続			

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係			
22	生活騒音・振動対策の推進	—			
目的	生活騒音・振動に関する相談に対して、必要に応じて現地調査を実施し、規制基準を超過する場合は、発生源者に対する指導を行います。				
取組	内容	4年後のイメージ	担当課		
(44)事業者等への指導(騒音発生の防止)	騒音を発生する設備を有する事業者に対して、防音対策などを指導します。	騒音の発生源者に対し、防音対策の指導などを行うことによって、市民からの相談や通報、苦情が減少します。	環境対策課 (環境計画課)		
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	事業者等への指導	→ 継続			

2-2 生活環境のモニタリング

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
23	大気や水質などの測定	④安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供
目的	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）やごみ焼却施設における排ガスなどについて継続的に測定し、環境に大きな影響を与える場合は必要に応じた対応を行います。	

取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(45)大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期的測定	定期的に大気、井戸水、河川水、道路沿いの騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の測定を行い、その結果（概要）は環境報告書において公表します。	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期測定を行うことによって、環境変化の推移を監視することができます。また市民等へ測定結果を公表することによって安全・安心な暮らしの確保が図られます。				環境対策課（環境計画課）
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	大気環境調査7地点などの定期測定と公表の実施	→ 継続				
(46)可燃ごみ焼却施設における排ガス、ダイオキシン類などの定期的測定	清掃センターの可燃ごみ焼却施設から発生する排ガスなどについて、公害物質除去のための薬剤処理を行うとともに、その効果について測定を行い、結果を公表します。	関係法令に基づき測定を実施し、基準が守られ環境保全が図られていることが確認できます。				環境対策課（ごみ対策課）
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	排ガス測定を月1回、排ガス中のダイオキシン類測定を年4回行い、HPで結果を公表	→ 継続				焼却炉が休炉になるため測定は終了

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
24	空間放射線量などの測定	④ 安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供
目的	東日本大震災の影響を受けて、市民の安全・安心を確保するため、市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、公共施設における空間放射線量などを継続的に測定し、基準より高い数値が出た場合は除染するとともに、必要に応じて国や東京都などの関係機関との連携・調整等の対応を行います。また、市民に対しては、空間放射線量測定機器の貸出のほか、公共施設における空間放射線量測定結果の公表など、迅速な情報提供を行います。	

取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(47)空間放射線量などの定期的測定	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量及び清掃センターの焼却灰・排ガス、給食残さなどを原料とするたい肥などの放射性物質濃度を測定し、データを公表します。	公共施設等において定期的な測定を実施し、データを公表することで、市民や保護者等に安心を与え、安全で安心な施設の利用が図れます。				子ども子育て事業課 環境対策課（ごみ対策課） 緑と建築課 教育総務課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	公共施設等における空間放射線量の測定 ¹² 市報やHPでの結果公表	→ 継続				

2-3 化学物質対策の推進

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
25	化学物質に関する情報の収集・提供	④安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供
目的	化学物質に関する情報を収集し、市民へわかりやすく情報提供を行います。 また、合成洗剤や農薬などについては、過度の使用を抑えるなどの普及啓発を行います。	

取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(48) 化学物質に関する情報の収集・提供	有害化学物質に関する情報を収集し、市民に提供するとともに、適正使用を啓発します。	有害化学物質に関する情報を収集し、市民や事業者等に提供することにより、化学物質の過度の使用を抑えるなどの意識向上が図られます。				環境対策課 (環境計画課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	有害化学物質のパンフレットの配架及び土壌履歴等の情報提供	継続				
(49) 清掃センター焼却炉の維持管理及び公害防止調査結果の公表	可燃ごみ焼却施設の点検整備及び集塵機のフィルターなどを定期的に変換し、ダイオキシン類などの発生の抑制に努めるとともに、排ガスなどの測定結果及び焼却炉の維持管理状況について情報提供を行います。	関係法令に基づき測定を実施し、基準が守られ環境保全が図られていることが確認できます。				環境対策課 (ごみ対策課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	集塵機フィルターの交換、点検整備を実施し、排ガス等の測定結果と維持管理状況を年4回公表	継続				焼却炉が休炉になるため点検整備及び測定は終了

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
26	化学物質に関する事業者への指導	-
目的	東京都環境確保条例に基づき、対象事業者の届出により化学物質に関する使用量を把握するとともに、必要に応じて化学物質の適正な管理を指導します。	

取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(50) 事業者等への指導	「東京都環境確保条例」に基づき、事業者等に対して化学物質に関する適正な管理を行うよう指導します。	対象事業者の届出により、特定化学物質の適正な管理状況を把握し、必要に応じた指導を行うことができます。				環境対策課 (環境計画課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	事業者等への指導	継続				

2-4 食の安全性の確保

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
27	食の安全性の情報提供	-
目的	食の安全性について、国や東京都などの関係機関などから情報を収集するとともに、市民などに対して、情報提供を行います。	

取組	内容	4年後のイメージ	担当課		
(51)食に関する情報の提供	消費者に対し食の安全に関する情報提供を行い、啓発を行います。	消費者が食に関する正しい知識・情報を得ることにより、食生活の安心・安全が確保されます。	経済課		
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	市報や市HPを通じた食の安全に関する必要な情報提供の実施	→ 継続			

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
28	食育の推進	-
目的	食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。	

取組	内容	4年後のイメージ	担当課		
(52)食育推進に関する事業連絡会	「食育推進計画（健康増進計画に含む）」に関する各事業と課題について、庁内関係機関と情報共有及び意見交換を行います。	「食育推進計画（健康増進計画に含む）」に関する各事業と課題について、情報共有及び意見交換を行い、その取組み方向に基づく事業が円滑に実施されます。	健康推進課		
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	各課で実施している食育推進事業と課題について情報共有年1回以上開催	→ 継続			
(53)食育講座	食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活を行うための講座を実施し、食育の啓発を行います。	講座を通じて食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透します。	健康推進課		
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	食育講座・出前食育講座年3回実施以上	→ 継続			
(54)食育に関する普及啓発	市報・HPやパンフレット配布などによる食育の啓発を行います。	食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透します。	健康推進課		
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	食育に関する啓発活動市報・HP年1回若者世代へ（東経大学生）にチラシ配布年1回	→ 継続			

取組	内容	4年後のイメージ			担当課
(55) 食育の推進活動	保育園・児童館・学童保育所の庭やプランターなどで野菜などを育て、調理して食べることにより、食育を通じて子どもたちの環境意識の向上を図ります。	「食を営む力」の育成に向け、野菜を育てながら、食にかかわる体験を積み、食べることを楽しみ、大人や仲間と楽しみあう子どもにも成長していくことが期待できます。			子ども子育て事業課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	各保育園・児童館・学童保育所で実施	継続			

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
29	給食食品などの放射性物質濃度の測定	④安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供
目的	市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、保育園・小中学校などで使用している給食食品や市内産農畜産物等の放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要に応じた対応を行います。	

取組	内容	4年後のイメージ			担当課
(56) 給食食品などの放射性物質濃度の測定	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、給食食品や市内産農畜産物などの放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要な対応を行います。	保護者などに対し放射能に関する適正な情報提供を行うことで、給食食品等に関する安心・安全が確保されます。			経済課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
	給食食品等の測定及び、市報やHPによる結果の公表	継続			

【都市環境】環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち

3-1 環境に配慮したみちづくり

通番	主な施策		重点プロジェクトとの関係				
30	道路整備の推進		-				
目的	交通渋滞の解消や防災機能の向上などを図るため、都市計画道路の整備や、道路の拡幅、交差点改良、また、安全で快適かつ環境に配慮した歩道のバリアフリー化・透水性舗装などの道路整備を進めます。						
取組	内容		4年後のイメージ				担当課
(再21)透水性舗装の推進	歩道改修・設置工事の際に、歩道の透水性舗装を推進します。		歩行性の改善、地下水涵養、下水道施設への負荷低減が図られます。				建設事業課 (道路と下水道課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32		
		<ul style="list-style-type: none"> 道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施 都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1 		継続			
(57)低騒音舗装の採用	舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用します。		タイヤ/路面騒音の低減、降雨時の走行性の向上、沿道への水はね抑制、沿道環境の向上が図られます。				建設事業課 (道路と下水道課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32		
		<ul style="list-style-type: none"> 道路新設改良等舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用 都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1 		継続			
(58)歩道のバリアフリー化	歩道改修・設置工事の際は、道路構造令などに基づき、歩道のバリアフリー化を進めます。		高齢者や視覚障害者、車いす利用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動の向上が図られます。				建設事業課 (道路と下水道課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32		
		<ul style="list-style-type: none"> 道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施 都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1 		継続			

通番	主な施策		重点プロジェクトとの関係				
31	自転車利用の推進		⑤自転車・公共交通機関の利用促進				
目的	自転車駐車場の整備を行うとともに、自転車利用のマナーの向上やルールづくりなど、自転車利用の促進に向けた普及啓発を行います。						
取組	内容		4年後のイメージ				担当課
(再38)環境保全に関するPR	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		イベント等でPRを行うことで市民の意識を向上します。最新の情報を提供することで効果的な啓発を行います。				まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32		
		イベント等でPR HP等で新しい情報を提供		継続			

取組	内容		4年後のイメージ		担当課
(59) 自転車駐車の整備	放置自転車対策の一つとして自転車駐車場における自転車の収容台数が課題となっています。現在、国分寺駅周辺の自転車駐車場の収容台数は再開発事業開始前に比べ約500台分不足している状況です。そのため、国分寺駅周辺地区まちづくり構想で示された国分寺駅周辺での約6,000台分の自転車駐車場の収容台数を確保するため、(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場を整備し十分な自転車の収容台数を確保します。		(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場を整備することにより、国分寺駅周辺での自転車駐車場不足が解消され、道路上での放置自転車が減少することが見込まれます。		交通対策課 (事業計画課)
	年度別指標	H29 (仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場築造工事	H30 (仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場築造工事	H31 (仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場の完成と運営開始	H32 事業完了
(60) 自転車利用のルールへの周知	市報・HP及び公共施設内の掲示板等で、適宜、交通安全に関する情報提供や、自転車利用のルールの周知を行います。それに加えて、交通安全教室及び啓発イベント(市民のつどい)を開催や、国分寺駅周辺で啓発ティッシュの配布(放置自転車クリーンキャンペーン)等を実施し、市民の自転車利用マナーの向上を図ります。		駅周辺の自転車利用マナーが守られています。		交通対策課 (事業計画課)
	年度別指標	H29 市報・HP及び公共施設内の掲示板等での交通安全情報の発信(適宜) 交通安全教室及び啓発イベントの開催回数(5回) 国分寺駅周辺での駐車マナー啓発キャンペーンの実施(1回)	H30	H31	H32



3-2 環境に配慮したまちづくり

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
32	良質な住環境の創出	-
目的	建築物の高さ基準、開発区域面積に応じた敷地内の緑化・空地、雨水浸透施設の設置など、まちづくり条例による開発・建築の規制・誘導を進め、良質な住環境を創出します。また、環境改善の観点から、空き地及び空き屋対策に取り組みます。	

取組	内容		4年後のイメージ		担当課
(61) 開発・建築の規制・誘導	「まちづくり条例」において土地利用に関するルールを定め、安全で快適なまちづくりの実現を図るとともに、住環境を保全するため、開発事業に際しての敷地規模の最低限度を定め、適正な住宅の敷地面積の確保を図ります。		まちづくり条例に基づき、土地利用に関する助言・指導を行うことで、良質な住環境の創出が図られます。		まちづくり推進課
	年度別指標	H29 まちづくり条例に基づき、土地利用に関する助言・指導	H30	H31	H32
(62) 空き地及び空き家の適正な管理の促進	「空き家等及び空き地の適正な管理に関する条例」に基づき、空き家等及び空き地の所有者に対し、適正な管理を行うよう働きかけます。また、(仮称)空き家バンクを設立し、空き家の所有者等と利用希望者の橋渡しを行うことにより、空き家・空き地の有効活用を進めます。		適正な管理がなされていない空き家及び空き地がなく、空き家や空き地の利活用が進んでいます。		まちづくり推進課 (環境計画課) (都市企画課)
	年度別指標	H29 空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録 空き家の利活用	H30 空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録物件数 2件 空き家の利活用件数 1件	H31 空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録 空き家の利活用	H32 空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録物件数 4件 空き家の利活用件数 2件

第3章 具体的施策 【都市環境】環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち

通番	主な施策		重点プロジェクトとの関係				
33	地域住民の交流によるまちづくり		-				
目的	<p>地域の防災力を高めるため、地域住民が主体となった防災まちづくり推進地区の取組などを支援し、市民と市が協働して、災害に強いまちづくりを進めます。</p> <p>また、むかしの井戸での井戸端会議や地域・団体交流会などにおいて、地域の課題を話し合う機会を創出するなど、地域住民の交流によるまちづくりを促進します。</p>						
取組	内容		4年後のイメージ				担当課
(63) 防災まちづくり	地域社会において安全で住みよいまちづくりを積極的に推進するため、自治会・町内会などと協働のもと、防災まちづくりを進めます。		防災まちづくり推進地区の地区防災計画が地域防災計画に位置付けられています。また、防災まちづくり推進地区が市の面積の50%を超えることで、災害に強いまちづくりが促進されます。				防災安全課
	年度別指標	H29 ・防災まちづくり推進地区協定締結への支援(組織づくりの助言など) ・協定締結後の支援(専門家の派遣など) ・既存地区間の代表者会議開催年1回	H30	H31	H32		
(64) 地区防災センターの円滑な運営	災害時、地区防災センターの運営を円滑に行うことができるように、学校周辺の自治会などと連携を図ります。		初動要員と周辺自治会(自主防災組織等)の連携が強化されています。				防災安全課
	年度別指標	H29 地区防災センター運営マニュアルに基づく訓練の実施 市総合防災訓練会場年1回実施 初動要員(市職員)と周辺自治会が連携して備蓄倉庫の確認など	H30	H31	H32		
(65) 井戸端会議との連携	地域の公園に設置してある「むかしの井戸」で市民防災推進委員が中心となって定期的に開催している「井戸端会議」に必要な支援を図ります。		むかしの井戸が平常時の地域コミュニティの場、災害時の生活用水の給水拠点として広く市民に認知されています。				防災安全課
	年度別指標	H29 定期開催への支援(井戸水の簡易水質検査キットの配布や井戸端会議への参加及びツイッター等を利用した市民への広報)	H30	H31	H32		
(66) 地域の青少年育成	市内5地区の青少年育成地区委員会活動を支援します。		各地域で児童、青少年の健全育成のための取組が活発に行われます。				子ども若者計画課
	年度別指標	H29 5地区の支援、補助金の交付、委員研修の実施年1回	H30	H31	H32		

取組	内容		4年後のイメージ		担当課
(67) 住民合意のまちづくり	地域の特性や課題を地域住民が共有し、協働のまちづくりを進めるまちづくり条例の仕組みの活用を奨励するとともに、必要な支援を図ります。		情報提供と支援の実施を行うことで、住民合意のまちづくりの促進が図られます。		まちづくり推進課
	年度別指標	H29 市報などによる情報提供と支援の実施 専門家派遣制度やまちづくり協議会等への助成制度の運用など	H30	H31	H32
		→ 継続			
(68) 地域づくり	コミュニティの活性化・地域福祉の充実を図ります。		多くの市民による参加と協働が推進され、地域コミュニティが活性化します。		協働コミュニティ課
	年度別指標	H29 地域・団体交流会等の実施 自治会町内会連絡会の実施（年3回）	H30	H31	H32
		→ 継続			


通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
34	まちの美化活動の促進	—
目的	ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発活動を行うとともに、不法投棄防止のパトロール、市内一斉清掃活動の実施など、市民や事業者等のまちの美化活動を促進します。 路上の放置自転車や違法看板を撤去し、歩行者などの円滑な通行を確保します。	

取組	内容		4年後のイメージ		担当課
(69) ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発	市民・事業者・市が協働してポイ捨てなどの防止、喫煙マナー向上の啓発活動を行い、まちの美化を促進します。		市民や事業者等との協働によるキャンペーン活動を通じて、市民等にポイ捨ての防止と路上喫煙の規制について理解の促進及び行動につながります。		環境対策課 (環境計画課)
	年度別指標	H29 マナーアップキャンペーンの実施	H30	H31	H32
		→ 継続			
(70) 不法投棄の防止活動	不法投棄防止のパトロールを行うとともに、市報などで啓発活動を行います。		ルールに従ったごみの適正な排出が行われ、市内の環境美化が図られます。		環境対策課 (ごみ対策課)
	年度別指標	H29 ①不法投棄防止の日中パトロール（平日）ほか早朝・夜間パトロールは適宜実施 ②啓発活動の実施市報やHPなどの掲載 ③不法投棄多発地域に防止看板を設置	H30	H31	H32
		→ 継続			
(71) クリーン運動の実施	国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会・町内会などと連携し、公共の場所の一斉清掃を行います。		市民や事業者等との協働による市内一斉清掃のクリーン運動を通じて、市民等のまちの美化意識の向上が図られます。		環境対策課 (環境計画課)
	年度別指標	H29 クリーン運動の実施	H30	H31	H32
		→ 継続			

取組	内容		4年後のイメージ				担当課
(72) 放置自転車などの撤去	円滑で安全な交通環境を確保するため、公共の場所に放置された自転車、道路上の不法占用物、違反看板などの撤去を行います。 また、常習的に自転車が放置されてしまう道路には、バリケードの設置や指導員の配置等を実施し、自転車を放置させないための対策を行います。		駅周辺に放置自転車及び道路上の不法占用物がなくなり、安全な道路交通が確保されています。				交通対策課 (事業計画課) 道路管理課 (道路と下水道課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32		
		市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数(警告数 230件 撤去数 28件) 道路上の違法看板及び不法占用物件については道路パトロールや警視庁、東京都、関連企業と連携し共同除却等	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数(警告数 210件 撤去数 25件) 道路上の違法看板及び不法占用物件については道路パトロールや警視庁、東京都、関連企業と連携し共同除却等	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数(警告数 190件 撤去数 23件) 道路上の違法看板及び不法占用物件については道路パトロールや警視庁、東京都、関連企業と連携し共同除却等	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数(警告数 170件 撤去数 20件) 道路上の違法看板及び不法占用物件については道路パトロールや警視庁、東京都、関連企業と連携し共同除却等		

3-3 地域性豊かな景観の形成

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
35	地域特性にあった景観づくり	—
目的	「国分寺市景観まちづくり指針」の普及啓発により、自然や歴史的景観、まち並み景観などに対する市民や事業者等への関心を高めます。 また、建築物の高さや意匠、緑化などのルールを定めた地区計画の策定や建築協定の締結など、地域住民との協働によるまちづくりを進めます。	

取組	内容		4年後のイメージ				担当課
(73) 景観形成の方針の活用	「国分寺市景観まちづくり指針」に基づき、開発事業における景観の指導を行います。また、イベントでの啓発活動を通じて、市民への景観に対する関心を高めます。		開発事業に対する景観配慮の指導を行うことで、良好な住環境の創出が図られます。啓発活動により、市民及び事業者の景観まちづくりに係る関心の向上が図られます。				まちづくり推進課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32		
		景観指針に基づく開発事業の指導 イベントなどでの景観に関する啓発活動					

通番	主な施策		重点プロジェクトとの関係			
36	歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用		⑥歴史的景観や文化財の保全・活用			
目的	国指定史跡武蔵国分寺跡などの公有化による歴史公園の整備、新たな文化財調査などにより、市内の歴史遺産及び文化財の保存・整備を進めます。 また、文化財愛護ボランティアの養成や文化財めぐりなどのイベントの開催、観光マップなどの広報活動の充実などにより、文化財とのふれあいを推進するとともに、活用を進めます。					
取組	内容		4年後のイメージ		担当課	
(再9)歴史公園の整備	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。		僧寺中枢地区が市立歴史公園として供用開始され、史跡の整備・活用が適切に行われています。		ふるさと文化財課	
	年度別指標	H29 金堂基壇復元工事(1年次目)	H30 金堂基壇復元工事(2年次目)	H31 僧寺中枢地区を歴史公園として供用開始	H32 中枢部周辺地区整備工事	
(74)(仮称)郷土博物館	史跡武蔵国分寺跡の整備にともない、(仮称)郷土博物館構想の具体化を図ります。		新庁舎の建設計画に保存・公開施設が位置づけられています。		ふるさと文化財課	
	年度別指標	H29 保存・公開施設の検討	H30	H31	H32 → 継続	
(75)市内総合文化財調査	「市内総合文化財調査計画」に基づき、市内に所在するさまざまな文化財の所在調査を行い、目録に登載することによって、文化財の保護を図ります。		文化財の所在調査を行い、目録に登載することによって、文化財の保護に寄与します。		ふるさと文化財課	
	年度別指標	H29 市内総合文化財調査として、名勝・天然記念物等分野における本調査(1年次目)	H30 市内総合文化財調査として、名勝・天然記念物等分野における本調査(2年次目)	H31 市内総合文化財調査として、名勝・天然記念物等分野における整理・報告作成	H32 整理・報告書作成後事業完了	
(76)文化財とのふれあい推進	市内文化財めぐり、市外文化財めぐりなど、文化財を理解促進するイベントを実施します。		国分寺の歴史や文化財に対する理解が深まり、地域への愛着や誇りを醸成し、地域が活性化されます。		ふるさと文化財課	
	年度別指標	H29 市内文化財めぐり、市外文化財めぐり等の実施	H30	H31	H32 → 継続	
(77)広報の充実	歴史・観光マップを配布するほか、案内板などを整備します。		観光協会の各種活動・実施事業を通じて、市内外への国分寺市のPRが図られ、国分寺市の自然や歴史・文化に対する関心が高まります。		市政戦略室	
	年度別指標	H29 観光案内看板の整備 観光PRイベントの実施	H30	H31	H32 → 継続	
(78)文化財普及事業の推進(広報)	各種パンフレット等の多言語化やICTを活用した情報発信を積極的に行い、市内外からの来訪者に対する文化財の理解促進に努めます。		国分寺の歴史や文化財に対する理解が深まり、地域への愛着や誇りを醸成し、地域が活性化されます。		ふるさと文化財課	
	年度別指標	H29 NHK『プラタモリ』のCG画像や、ICTの活用	H30	H31	H32 → 継続	

【地球環境】資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち

4-1 地球温暖化対策の推進

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
37	地球温暖化対策の計画的な推進	⑤自転車・公共交通機関の利用促進				
目的	<p>市の事務事業を対象とした「国分寺市地球温暖化防止行動計画」（市役所版）に基づき、市は公共施設の省エネルギー化の推進、ノーカーデーの実施、グリーン購入の推進、節電行動などによって、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます。</p> <p>また、地域のエネルギーの方向性などを含め、市域を対象とした総合的な地球温暖化対策実行計画（市域版）策定の検討を進めます。</p> <p>さらに、市報などを通じて、市民や事業者等へ公共交通機関の利用促進、エコドライブなどの地球温暖化防止に関する普及啓発を進めます。</p>					
取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(再38)環境保全に関するPR	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。	イベント等でPRを行うことで市民の意識を向上します。最新の情報を提供することで効果的な啓発を行います。				まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	イベント等でPR HP等で新しい情報を提供	継続				
(79)庁用車の使用抑制	移動手段としての徒歩・自転車の推奨や長距離移動の場合には明確な理由を文書で提出させることで、日常的な使用抑制を図ります。	庁用車の利用回数・走行距離が減り、燃料費や事故の削減にもつながります。				契約管財課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	契約管財課が管理する庁用車の貸出し時に他の移動手段の推奨を実施	継続				
(80)地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進	「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づき、省エネ行動などを実施し、温室効果ガス排出の抑制、省資源・省エネルギーを進めます。	「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づく省エネルギーや省資源の取組の推進により、市の事務及び事業におけるCO ₂ 排出量が着実に削減されます。				まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	平成24年度を基準として平成30年度までにCO ₂ 排出量を15%以上削減	平成24年度を基準として平成30年度までにCO ₂ 排出量を15%以上削減 「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」の改定	新「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」による目標値の達成	新「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」による目標値の達成		
(81)グリーン購入の推進	再生材などを使用した環境負荷の少ない製品の購入を推進します。毎年度「国分寺市グリーン購入ガイドライン」の見直しを行うとともに、前年度の調達実績等について調査します。	庁内におけるグリーン購入の推進によって、環境負荷の少ない物品等の購入が進み、資源の有効利用と省資源化が図られます。				まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	グリーン購入推進に向けた啓発 グリーン購入ガイドライン見直し 調達実績調査 全分野調達率100%	継続				

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
38	地球温暖化への適応	—				
目的	近年、地球温暖化の影響と見られる猛暑などによって、熱中症が増加しています。こうした気候変動の予測や、熱中症の増加など懸念される影響について情報を収集するとともに、市民や事業者等には、夏期の打ち水の推奨や公共施設でクールシェアを行うなど、熱中症の予防策について普及啓発を進めます。					
取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(82) 熱中症の予防に関する広報	夏場の熱中症予防対策として、注意喚起や予防法などを市報やHPなどで広報します。	熱中症の予防に関する知識が市民に浸透します。				健康推進課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
		市報やHP・チラシによる広報 年1回	→ 継続 →			
(83) 高齢者の熱中症の予防に関する啓発活動	夏場の熱中症対策として、予防方法などを市報やHPなどで広報を行うほか、熱中症予防に関する各種教室、出張講座により、啓発活動を行います。	熱中症予防に関する講座の開催等、地域での意識の向上を図る取組が推進されています。高齢者が熱中症予防に関する適切な対応ができています。				高齢福祉課 (高齢者相談室)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
		熱中症に関する講座を各地域包括支援センターにおいて1回以上実施	→ 継続 →			

4-2 省エネルギー・省資源の促進

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
39	省エネルギー・省資源行動の促進	⑧環境負荷の少ないライフスタイルの促進				
目的	家庭におけるエネルギー使用量、二酸化炭素排出量を月1回記録することで、省エネルギーの意識を高める手段としての「環境家計簿」を普及拡大するとともに、市報やホームページなどを通じて、家庭や事業所等における具体的な節電対策、省エネルギー機器に関する情報など、省エネルギー・省資源に関する情報提供を行います。					
取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(再38) 環境保全に関するPR	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。	イベント等でPRを行うことで市民の意識を向上します。最新の情報を提供することで効果的な啓発を行います。				まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
		イベント等でPR HP等で新しい情報を提供	→ 継続 →			
(84) 環境家計簿の普及啓発	市民の省エネルギー・省資源などの意識を高める手段として、環境家計簿の普及啓発を推進します。	環境家計簿モニターを実施することで、環境家計簿をつけるきっかけを作ることができ、省エネルギー・省資源の取組が推進できます。				まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
		環境家計簿モニター制度 ¹³ の実施	→ 継続 →			

4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
40	再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	⑧環境負荷の少ないライフスタイルの促進				
目的	新たに公共施設を整備する際は太陽光などの再生可能エネルギーの導入を図ります。家庭においては、太陽光発電機器や燃料電池コージェネレーション機器などの設置費用の一部を助成することで、再生可能エネルギーの導入・創エネルギーを推進し、エネルギーの有効利用、地球温暖化対策を進めます。					
取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(85) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	公共施設の新設・大規模改修に際して、再生可能エネルギー・創エネルギー機器の設置を推進します。	公共施設に再生可能エネルギー・創エネルギー機器を設置することでエネルギーの有効利用を進めることができます。				まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	公共施設の新設・大規模改修の際に実施	→ 継続 →				
(86) 住宅用太陽光発電機器等設置助成	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減、省資源・省エネルギーの推進のため、家庭向けの創エネルギー機器設置費用の一部を助成します。	家庭における太陽光発電等の再生可能エネルギーや創エネルギー機器の導入によって、温室効果ガス(CO ₂ 換算)排出量の削減を行うことができます。				まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	太陽光発電機器・燃料電池・ガス発電給湯器の設置助成実施	→ 継続 →				

4-4 ごみの発生抑制, 減量化・資源化の推進

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
41	ごみの発生抑制	-				
目的	リデュース(ごみになる物をつくらない, 買わない) リユース(物を捨てずに人に譲ったり, 繰り返し使う)の促進による発生抑制を図ります。レジ袋削減などに積極的に取り組むリサイクル推進協力店制度の推進のほか, 市報等を通じて, ごみの排出抑制を重視した暮らしに関する普及啓発を進めます。					
取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(87) リサイクル推進協力店制度の拡充と啓発	事業系廃棄物の減量化・資源化に関する説明会を開催し, 事業者に対し積極的な働きかけを行い, ごみ減量・資源化に関する意識を啓発し, 資源の循環を図るためペットボトルの自主回収などのリサイクル推進協力店を増やす等, 制度の拡充と啓発を進めます。	過剰包装・使い捨て商品の抑制が促進され, リサイクル推進協力店, スーパー, コンビニエンスストアと連携し, マイバッグ運動や自主回収が推進されています。				ごみ減量推進課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請(関係機関と広域的に連携)	商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請(関係機関と広域的に連携) 検証及び見直し	商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請(関係機関と広域的に連携)	→ 継続 →		

取組	内容		4年後のイメージ		担当課
(88)図書館資料のリユース	除籍した図書館資料をリサイクル図書コーナーに置き、市民に提供します。また、図書館の運営体制の整備後に、公民館まつり等のイベントに合わせてリサイクル市を行い、除籍・廃棄資料のリユースを行います。		資料のリユースにより、除籍資料や寄贈された資料の有効利用が図れます。		図書館課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
リサイクルコーナーは市内5館で実施 15,000冊(単年) リサイクル市は市内2館で実施		→ 継続 →	リサイクルコーナーは市内5館で実施 15,000冊(単年) リサイクル市は市内3館で実施	リサイクルコーナーは市内5館で実施 15,000冊(単年) リサイクル市は市内4館で実施	

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
42	ごみの減量化・資源化の推進	⑦資源循環型のまちづくりの推進
目的	家庭用生ごみ処理機器購入助成の普及促進、給食残さ・せん定枝・家庭の厨芥類のたい肥化、リサイクル家具の販売、陶磁器、小型家電、金物類やごみ焼却灰の再資源化、清掃指導員による分別指導などのほかに、多摩地域各市の先行事例の分析・研究を行い、ごみの減量化・再資源化を推進することによって、資源の循環、ごみ焼却に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を進めます。	

取組	内容		4年後のイメージ		担当課
(89)生ごみ処理機器の普及促進	生ごみ処理機器（ごみけしくん、市販型）の購入費の一部を助成するとともに、啓発活動により普及を図ります。		平成30年度までに家庭のもやせるごみ-11tを目標とします。市民活動団体との協働事業による説明会の開催や、各種イベント（環境まつりなど）における啓発活動により生ごみ処理機器の普及・促進が継続され、もやせるごみの減量につながっています。		ごみ減量推進課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
市民活動団体との協働事業による説明会の開催や、各種イベント（環境まつりなど）における啓発活動など 生ごみ処理機器目標 推奨型 50基 市販型 100基		市民活動団体との協働事業による説明会の開催や、各種イベント（環境まつりなど）における啓発活動など 検証及び見直し	市民活動団体との協働事業による説明会の開催や、各種イベント（環境まつりなど）における啓発活動など	→ 継続 →	
(90)給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化	小学校や保育園の給食残さ、集合住宅及び戸建住宅（自治会単位など）の生ごみ及び家庭のせん定枝をたい肥化し、小学校、保育園の園芸や家庭菜園などで利用を促進します。		集合住宅、自治会の生ごみのたい肥化をして、1世帯（平均2.1人）の年間の生ごみ排出量47.5kg（平成26年度）を有効活用することにより、もやせるごみの減量が推進されています。		ごみ減量推進課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32
市報やHPなどの啓発によって ①小学校や保育園の給食残さ 95tのたい肥化 ②家庭の生ごみたい肥化 36tの減量 ③せん定枝たい肥化 29tの減量		市報やHPなどの啓発によって ①小学校や保育園の給食残さをたい肥化 ②家庭の生ごみたい肥化し減量 ③せん定枝たい肥化し減量 検証及び見直し	市報やHPなどの啓発によって ①小学校や保育園の給食残さをたい肥化 ②家庭の生ごみたい肥化し減量 ③せん定枝たい肥化し減量	→ 継続 →	

取組	内容		4年後のイメージ		担当課
(91) ごみの減量化・資源化の推進	「一般廃棄物処理基本計画やごみ減量化資源化行動実施計画（アクションプラン）」に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。		平成30年度までに、ごみ量（もやせるごみ・もやせないごみ・粗大ごみ・有害ごみ）-1,927t（1人1日-24g）の減量、分別による資源物9,493t（1人1日8.2g）の減量ができています。		ごみ減量推進課
	年度別指標	H29 水切り・天日干し運動や生ごみ・せん定枝の資源回収などの具体的な施策を展開 1人1日あたりごみ排出量355.9g 資源化率40.4%	H30 水切り・天日干し運動や生ごみ・せん定枝の資源回収などの具体的な施策を展開 検証及び見直し	H31 水切り・天日干し運動や生ごみ・せん定枝の資源回収などの具体的な施策を展開	H32
(92) 分別の周知・指導	市報やごみリサイクルカレンダーなどを通じて分別のルールを周知し、清掃指導員によるごみ分別指導や廃棄物減量等推進委員による啓発活動を行います。		平成30年度時点で、もやせるごみに混入している紙・衣類419トン、資源プラスチック類251トンの減量、もやせないごみに混入している資源プラスチック類10トンの減量ができています。継続した啓発、指導により、さらなる減量が図られています。		環境対策課（ごみ対策課） ごみ減量推進課
	年度別指標	H29 不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施	H30 不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施 検証及び見直し	H31 不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施	H32

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
43	ごみ減量や分別などの普及啓発	⑦資源循環型のまちづくりの推進
目的	ごみ・リサイクルカレンダーの作成・配布、協働による分別体験説明会・イベントの開催、資源物の集団回収の推奨、リーフレットの作成や市報などを通じて、ごみ減量や分別に関する普及啓発を進めます。	

取組	内容		4年後のイメージ		担当課
(93) ごみリサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発	分別ルールなどを記載したごみリサイクルカレンダーを全戸配布し、啓発を行います。		ごみ・リサイクルカレンダーの記載内容などの検証及び見直しを行い、より分かりやすく、ごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発がされています。		環境対策課（ごみ対策課） ごみ減量推進課
	年度別指標	H29 ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発、30年度版カレンダーの作成及び各戸配布 カレンダーの検証及び見直し（検討委員会8回）	H30 ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発、31年度版カレンダーの作成及び各戸配布 カレンダーの検証及び見直し（検討委員会8回）	H31 ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発、32年度版カレンダーの作成及び各戸配布 カレンダーの検証及び見直し（検討委員会8回）	H32 ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発、33年度版カレンダーの作成及び各戸配布 カレンダーの検証及び見直し（検討委員会8回）
(94) 説明会やイベントなどでの啓発活動	分別体験説明会をはじめ、国分寺まつり、環境まつりなどの各種イベントにおいて、協働によるごみの減量・資源化、分別について啓発活動を推進します。		出前講座や説明会等の開催、リサイクル情報紙の発行、アプリ・HPの充実を図ります。また、施設見学会、3R講座の開催、集団回収等の連絡会、ビデオや広報誌の活用による啓発活動が推進されています。		環境対策課（ごみ対策課） ごみ減量推進課
	年度別指標	H29 分別説明会の実施28回 国分寺まつりなどのイベントでの啓発20回	H30 分別説明会の実施 国分寺まつりなどのイベントでの啓発 検証及び見直し	H31 分別説明会の実施 国分寺まつりなどのイベントでの啓発	H32
(95) 広報活動の充実	市報特集号やHP、アプリなどを通じて、ごみ減量・資源化の啓発を行います。		啓発による分別ルールの周知によって、減量及び資源化が図られています。		環境対策課（ごみ対策課） ごみ減量推進課
	年度別指標	H29 市報やHP、アプリなどを通じたごみ・資源物の分別に関する啓発 年1回以上広報	H30 市報やHP、アプリなどを通じたごみ・資源物の分別に関する啓発 年1回以上広報 検証及び見直し	H31 市報やHP、アプリなどを通じたごみ・資源物の分別に関する啓発 年1回以上広報	H32

【環境教育・環境学習】地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち

5-1 環境教育・環境学習の推進

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
44	多様な主体による環境教育・環境学習の推進	⑦資源循環型のまちづくりの推進 ⑧環境負荷の少ないライフスタイルの促進				
目的	小中学校、公民館、地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として、市民、事業者等、学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど、環境教育・環境学習を推進します。 また、市職員においては、環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。					
取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(96) 公民館における「環境教育・環境学習」の推進	各公民館の地域特性などを活かして、体験学習や講座など環境教育・環境学習を推進します。	公民館で環境学習講座・講演会を継続的に実施し、多くの市民が環境について学んでいます。				公民館課
	年度別指標 環境学習講座などの実施 2館以上実施	H29	H30	H31	H32	継続
(97) 環境に関する啓発活動	世界環境デー（6月）に合わせ、市内全図書館で、環境問題に関する資料の展示コーナーを設置します。	環境に関する展示コーナーを設置することによって、市民の環境意識の向上が図れます。				図書館課
	年度別指標 環境に関する図書・資料の展示コーナーを設置	H29	H30	H31	H32	継続
(98) 環境学習の実施・支援	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。	環境学習・環境教育の推進に協力することで、環境に対する市民の関心を高めることができます。				まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標 要請に応じた講師の選定・派遣 資料の提供	H29	H30	H31	H32	継続
(99) 環境学習・啓発活動体制の推進	市内小学校の清掃センター見学、出前講座、分別説明会、環境まつりなどにおいて、子どもから大人までごみについて理解できるような取組を図ります。	ごみ問題への関心を深め、環境に対しての意識の高揚が図れ、ごみの減量化・資源につながる活動が推進しています。				環境対策課 (ごみ対策課) ごみ減量推進課
	年度別指標 職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回、イベント（環境まつりなど）20回、市民要望（出前講座・説明会など）15回	H29	H30	H31	H32	職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回、イベント（環境まつりなど）20回、市民要望（出前講座・説明会など）15回
(100) 3R講座の開催	市のごみの現状と処理について理解し、市民と行政が協働して地域のごみ問題を解決する3R講座を開催します。	3R講座修了者が廃棄物減量等推進委員となって、市と協働で地域のごみ問題の解決に向けて啓発活動に広く取り組んでいます。				ごみ減量推進課
	年度別指標 3R講座の開催 全10講座開催参加者目標 30名	H29	H30	H31	H32	3R講座の開催 全10講座開催参加者目標 30名 継続

第3章 具体的施策 【環境教育・環境学習】地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち

取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(101) 清掃センターの見学受入	社会科見学、夏休み親子見学会や環境まつりなどにおいて、ごみの発生から中間処理、最終処分までの過程を講義するとともに、焼却施設などを見学することで、ごみの排出抑制、減量化・資源化を考える機会を提供します。	ごみ・資源物の処理の流れや焼却施設を見学することによって、子どもから大人までの世代でごみの減量や資源化の意識が高まっています。				環境対策課 (ごみ対策課)
	年度別指標	H29 夏休み親子見学会・環境まつりでの見学会の実施 6回以上	H30	H31	H32	焼却施設が移転のため中止
(102) 清掃センターの見学実施	小学3～4年に実施する、「わたしたちの国分寺」という授業の中で、ごみの流れを取り上げ、清掃センターの見学を実施します。	ごみ分別、ごみの減量に対する正しい理解と行動がとれる児童を育て、ひいては、自然環境への関心を育みます。				学校指導課
	年度別指標	H29 小学校全10校で実施(単年)	H30	H31	H32	焼却施設が移転のため中止
(103) 全庁的な取組の実施	「環境基本計画実施計画」、「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」、「グリーン購入基本方針」を柱に、庁内イントラネット、ポスター掲示、職員研修などを通して環境配慮に関する情報を共有し、全庁的な取組を進めます。	ポスターの掲示や庁内イントラネットによる啓発を行うことで、職員の環境意識を向上することができます。				まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標	H29 ポスターや庁内イントラネットの活用による職員への啓発 新任研修での啓発	H30	H31	H32	継続

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
45	地域資源を活用した体験型学習の推進	②地産地消の推進による都市農業の支援 ③野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用
目的	国分寺崖線や樹林地、都市農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら、生命の尊さ、自然の大切さ、環境保全等を学ぶ機会として、自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。	

取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(再24) 農業体験農園の支援	市民等が農業体験できる場として、農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います	農業経営の一環であることから、農家は相続税納税猶予制度が適用され、安定的に農園が継続できています。 利用者は栽培技術と収穫物を得るとともに、農家との交流により都市農業への理解が深まります。				経済課
	年度別指標	H29 ・農園の整備・運営等への補助や相談支援 ・広報PRを年1回(市報等で入園者募集の案内)	H30	H31	H32	継続
(再25) 市民農業大学	農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。	修了生は野菜づくりや植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを知ります。 修了生は食育や都市農業・農地への理解が深まります。				経済課
	年度別指標	H29 ・年間を通して特定曜日に実習を実施 ・修了生20人以上	H30	H31	H32	継続

取組	内容		4年後のイメージ		担当課
(再26)農ウオーク	農業委員会他共催で「農ウオーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。		参加者は都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まります。		経済課
	年度別指標	H29 ・市民と農業者が交流しながら、市民が農にふれる場を創出 ・年1回開催	H30	H31	H32
(再27)市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	市内農園（保育園の近隣地など）での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。		自然の恵みとしての食材やそれを育てた人々を知り、収穫体験を通じて農とふれあうことにより、食育の推進が図られます。		子ども子育て事業課
	年度別指標	H29 野菜作り及び収穫体験の実施農園での収穫体験（各保育園） 年1回開催	H30	H31	H32
(再36)観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。		市内に存在する良好な自然環境を紹介し、生き物とふれあうことで、自然への愛着と普及が図られます。イベント等を通じて市民の生物多様性に関する関心が高まります。関係団体と調整を行うことで、生物多様性の保全に向けた方向性が作られます。		まちづくり計画課 （環境計画課） 緑と建築課
	年度別指標	H29 バードウォッチング2回 湧水めぐり1回 夏休み子ども自然教室1回 体験学習1回の開催等市民参加型イベントの実施 関係団体との調整	H30	H31	H32
(104)学童体験農園 小学校3校で実施（単年） 六小、八小、十小の3校	農家の指導をうけて、土づくり、種蒔きから収穫までの一連の農作業を体験し、小学校と地域の連携を図ります。		児童に対して、地域資源を活用した体験学習を通じて、農業をはじめ、自然環境への関心を育みます。		学校指導課
	年度別指標	H29 小学校3校実施を継続しながら、拡充を検討します。	H30	H31	H32
(105)児童の収穫体験	小学校の生活科、理科の学習において、農作物などの収穫を通して、地域の中で自然に親しむことにより、自然環境への関心を高めます。		児童に対して、収穫体験などを通じて、農業をはじめ、自然環境への関心を育みます。		学校指導課
	年度別指標	H29 小学校全10校で実施（単年）	H30	H31	H32
(106)エコミュージアム事業の開催	市内の樹林地などについて、市民団体との協働で緑地・水辺をネットワーク化したエコミュージアム ¹⁴ として活用します。		市民の歴史文化や自然環境の保全意識の向上が図られます。		緑と建築課
	年度別指標	H29 市民団体との協働事業の実施及び支援 年1回 定員30人	H30	H31	H32
(107)科学教室の開催	小学5～6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めます。		小学5～6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めます。		学校指導課
	年度別指標	H29 受講者130人（単年）	H30	H31	H32

第3章 具体的施策 【環境教育・環境学習】地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち

取組	内容		4年後のイメージ		担当課
(108)宇宙の学校の開催	5歳児から小学4年生を対象とし、宇宙や自然科学をテーマにした話や実験・工作などを通して、宇宙や自然科学への興味や関心を高めます。		実験や工作などを行うことで科学に興味を持つ小中学生を育て、ひいては、自然環境への関心を育みます。		学校指導課
	年度別指標	H29 受講者 350人（単年）	H30	H31	H32
			継続		➔

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
46	環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	⑧環境負荷の少ないライフスタイルの促進
目的	環境に関するイベントや講座の開催、環境関連図書の設置、環境施策の取組状況などを示した「環境報告書」の公開など、環境学習に関する情報提供を進めます。 また、市民や学校などと連携しながら、子どもだけでなく大人にも有効な学習教材やプログラムづくりを進めます。	

取組	内容		4年後のイメージ		担当課
(再38)環境保全に関するPR	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		イベント等でPRを行うことで市民の意識を向上します。 最新の情報を提供することで効果的な啓発を行います。		まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標	H29 イベント等でPR HP等で新しい情報を提供	H30	H31	H32
			継続		➔
(再98)環境学習の実施・支援	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。		環境学習・環境教育の推進に協力することで、環境に対する市民の関心を高めることができます。		まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標	H29 要請に応じた講師の選定・派遣 資料の提供	H30	H31	H32
			継続		➔

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
47	環境活動の促進と支援	—
目的	環境アドバイザーの派遣、省エネセミナーなどを開催し、市民や事業者等の環境活動を促進するとともに、ホームページなどで市民等の環境保全活動を紹介するなど、その取組を支援します。	

取組	内容		4年後のイメージ		担当課
(再98)環境学習の実施・支援	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。		環境学習・環境教育の推進に協力することで、環境に対する市民の関心を高めることができます。		まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標	H29 要請に応じた講師の選定・派遣 資料の提供	H30	H31	H32
			継続		➔

5-2 人づくり, 仕組みづくり

通番	主な施策		重点プロジェクトとの関係				
48	環境教育・環境学習の機会の促進		⑨環境面における参加と協働による地域の活性化の推進				
目的	環境に関する意見交換会を行う場である「環境ひろば」の活動, 地域の課題を地域で考える「地域・団体交流会」の開催, 地域住民の環境学習会へのアドバイザーの派遣など, 市民, 事業者等, 市が協働して環境教育・環境学習を促進します。						
取組	内容		4年後のイメージ				担当課
(再68)地域づくり	コミュニティの活性化・地域福祉の充実を図ります。		多くの市民による参加と協働が推進され, 地域コミュニティが活性化します。				協働コミュニティ課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32		
		地域・団体交流会等の実施自治会町内会連絡会の実施(年3回)	→ 継続				
(再98)環境学習の実施・支援	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		環境学習・環境教育の推進に協力することで, 環境に対する市民の関心を高めることができます。				まちづくり計画課(環境計画課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32		
		要請に応じた講師の選定・派遣資料の提供	→ 継続				
(109)環境ひろばの開催 平成27年度環境シンポジウムの参加者満足度83%	環境ひろばを開催し, 市民, 事業者等, 市の環境に関する意見交換を行い, 環境学習を促進します。また環境シンポジウムを開催するなど, 市民や事業者等への啓発活動を推進します。		環境ひろばを通じて, 市民・事業者等・市の環境に関する意見交換が図られ, 環境教育・環境学習の機会の促進が図られます。				まちづくり計画課(環境計画課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32		
		環境ひろばの開催 環境シンポジウムの開催	環境ひろばの開催 環境シンポジウムの開催 (参加者の満足度86%)	環境ひろばの開催 環境シンポジウムの開催	環境ひろばの開催 環境シンポジウムの開催 (参加者の満足度88%)		

第3章 具体的施策 【環境教育・環境学習】地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
49	地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	⑨環境面における参加と協働による地域の活性化の推進				
目的	わんぱく学校などを通じて、人とかかわりを大切にしたい豊かな地域づくりを担う青少年地域リーダーの育成を進めるとともに、環境教育・環境学習に取り組んでいる環境団体の連携、ネットワークづくりを支援します。					
取組	内容	4年後のイメージ				担当課
(再98) 環境学習の実施・支援	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。	環境学習・環境教育の推進に協力することで、環境に対する市民の関心を高めることができます。				まちづくり計画課 (環境計画課)
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	要請に応じた講師の選定・派遣 資料の提供	継続				
(110) 青少年地域リーダーの育成	豊かな地域づくり・活性化のため、お年寄りから子どもまでの橋渡し役を担う青少年を育成します。	青少年地域リーダー講習会受講者を中心に、中学生、高校生が地域の事業の運営に係わっています。				社会教育課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	青少年地域リーダー講習会参加人数 20人(単年) 5回実施	継続				
(111) わんぱく学校	わんぱく学校の活動の中で地域の美化・環境活動などに参加します。	わんぱく学校を通じて、児童や生徒が体験学習や人との交流を経験することで、国分寺市を理解する機会を与え、郷土愛が育っています。				社会教育課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	参加者 40人(単年) 野外活動、ボランティア活動、クリーン運動など 11回実施	継続				
(112) まちづくりセンターの運営	まちづくり条例に基づく「まちづくりセンター」の事業を実施し、都市計画・まちづくりに関する講座や相談会の実施のほか、「まちづくり協議会設立」「まちづくり計画策定」の支援などを行うことで、市民主体のまちづくりを推進します。	まちづくりセンター事業を実施することで、市民主体及び市との協働まちづくりの促進が図られます。				まちづくり推進課
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	
	まちづくりセンター事業の実施 (都市計画・まちづくりに関する講座・相談会、まちづくり協議会設立などの支援)	継続				

脚注

¹ 重点プロジェクト (P. 1)

環境基本計画を具体的に推進することを目的とし、主な施策の中から分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成されるプロジェクトです。(環境基本計画第5章)

² 環境審議会 (P. 2)

国分寺市環境基本条例(平成16年条例第21号。以下「条例」といいます。)第30条に基づいて設置される市長の附属機関です。「市の環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため」に設置されます。

³ 環境ひろば (P. 2)

条例第28条に基づいて「市民及び事業者が環境の保全、回復及び創造に関する意見を自由に交換するために設置されています。

⁴ 環境推進管理委員会 (P. 2)

条例第27条に基づいて設置される委員会で、「環境基本計画に基づき実施される施策等に関し、進捗よく状況の管理及び評価を行うため」に設置されます。

⁵ 環境報告書 (P. 2)

条例第26条において、「市長は、毎年度、環境基本計画の適正な進行管理を行うため、市の環境の保全、回復及び創造に関する施策の実施状況を、**環境報告書**として公表しなければならない」と規定されています。

⁶ 開発区域 (P. 15)

開発事業に係る土地の区域のことで、土地利用を行う範囲を指します。

⁷ 雨水浸透施設の設置 (P. 19)

終末処理場(水再生センター)に、豪雨等により処理能力以上の下水が流入することで、未処理の下水が河川にそのまま放流されることがあります。雨水を地中に浸透させ下水道への流入量を減らすために雨水浸透施設を設置します。二次的効果で湧水涵養にも貢献します。

⁸ 外来生物の防除方針 (P. 22)

外来生物が生態系に対してどの程度影響を与えるかは生息地・種等の条件によって異なるため、各生息地の所有者・管理者等と協議を行い方針を定め、可能であれば実際に防除等を行います。

⁹ 環境に配慮した物品の購入 (P. 23)

代表的な例として、森林認証材（適正に管理された森林から産出された木材）の利用が挙げられます。こうした材を利用することで、間接的に森林の保全に寄与することとなります。身近な点でいえば農産物の地産地消もこの取組の一種といえます。

¹⁰ 低公害車 (P. 24)

ここでいう低公害車は、ハイブリッド車や電気自動車に限定したものではありません。

¹¹ ディスポーザ (P. 24)

台所の排水口に設置し、調理くずを砕き、水と一緒に直接下水管へ流す装置のことです。

¹² 公共施設等における空間放射線量の測定 (P. 26)

「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に定める定点以外にも適宜測定を実施しています。焼却炉休炉に伴い焼却灰・排ガスの測定は平成 31 年度までとします。

¹³ 環境家計簿モニター制度 (P. 37)

試行的に環境家計簿をつけて、結果を市に報告していただく制度です。

¹⁴ エコミュージアム (P. 43)

樹林地や水辺などの地域環境を野外展示物として捉え、博物館と見立てて活用することをいいます。

第二次国分寺市環境基本計画実施計画（中期）

平成 29 年 3 月決定（平成 29 年 4 月修正）

発行：国分寺市

編集：まちづくり部まちづくり計画課

（旧：環境部環境計画課）